

○議事日程（令和5年6月22日第2日）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 町政一般に関する質問

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 野村 永一

○出席議員

1番	佐野 伸也	2番	大橋 みち子
3番	西脇 康	4番	清水 由美子
5番	北倉 義博	6番	岩永 義仁
7番	吉田 太郎	8番	早崎 百合子
9番	野村 永一	10番	松永 民夫
11番	水谷 久美子		

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	川地 憲元	副町長	田中 一也
教育長	森島 恵照	総務部長	川口 智也
総務部総務課長	近藤 晴彦	総務部 企画財政課長	尾前 眞理
総務部税務課長	永嶺 早苗	住民福祉部長兼 健康福祉課長	近藤 真由美
住民福祉部 住民環境課長	藤田 勝彦	住民福祉部 子ども課長	香川 明美
産業建設部長	大倉 修	産業建設部参事兼 産業建設部 産業観光課長	竹中 修
産業建設部 建設課長	吉村 和人	産業建設部 水道課長	加納 康宏
会計管理者	松岡 弘泰	会計課長	若山 実穂
教育委員会 事務局長	中島 恵美	教育委員会 教育総務課長	大橋 嘉代
教育委員会 生涯学習課長	西脇 直樹	消防長	高橋 正人

消 防 次 長 兼 大 倉 巧 消 防 総 務 課 長 古 川 博 規
消 防 課 長

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 中 島 和 哉 議 会 事 務 局 書 記 國 枝 利 法

(開議時間 午前 9 時30分)

○議長（野村永一君） おはようございます。

令和 5 年第 2 回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。

傍聴席の皆様も御一緒をお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長（野村永一君） ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は全員出席であります。

インターネットライブ中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。このインターネットライブ中継は、役場 1 階ロビーのモニターで放送いたします。

また、本定例会においては、上着の着用を自由としておりますので、暑い方については、上着を脱いでいただいて結構です。

ただいまから令和 5 年第 2 回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長（野村永一君） それでは、日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、5 番 北倉義博君、6 番 岩永義仁君を指名します。

○議長（野村永一君） 次に、日程第 2、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（野村永一君） 次に、日程第 3、町政一般に関する質問を行います。

なお、一般質問は、養老町議会会議規則第56条第 1 項の規定に基づき、議員 1 人当たりの質問・答弁の時間を60分以内といたします。

それでは、8名の議員から質問の通告がありますので、順次発言を許可します。

最初に、6 番 岩永義仁君。

○6 番（岩永義仁君） ただいま御指名をいただきました養老の未来を守る岩永義仁です。戻ってまいりました。

今回は、3つの項目について質問を行っていきたいと思います。

早速ですけれども、1つ目の質問に入ります。

今後の公共交通の在り方についてです。

今年の秋に、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、通称地域交通法が改正されることになりました。これは、人口減少や超高齢化により公共交通の維持が難しくな

りつつある地方自治体を国が支援して、住民の移動する権利を守ることが目的の改正となります。

なお、養老町においても、2年か3年ほど前に、現行のこの法律を基に公共交通計画が作成されていて、その中では、鉄道、路線、バス、タクシー、オンデマンドバス等の連携により、利便性の向上を推進すると明記されています。

数年間経過しましたが、結果は皆さん御存じのとおりの状態です。そこでこれらを共通認識として踏まえた上で質問を行っていきます。

1つ目、養老町も年間1億円ほどの資金を投入して維持している養老鉄道。全国の地方の例に漏れず、人口減少が急速に進むことが予想される鉄道の沿線市町。人口減少で乗客が減れば、自治体の負担金の額も膨らんでいきます。そうした中で、町としてどのように対応していくのか、養老鉄道の今後についてどう考えるかお答えください。

2つ目、次に路線バスについてです。

2年ほど前に、大垣駅前から養老町内を走り上石津まで行っていた路線が短縮され、養老町内では沢田から蛇持までの間の区間が廃止されました。沢田から高田の商店街を抜け、役場前、蛇持、大垣へと走っていた路線です。現在、この路線は大垣から養老町の商業施設ザ・ビッグまでとなっています。つまり、これより南西部エリアで路線バスを使いたい人にとっては移動難民となっています。バスの乗車人数が少なかったのは百も承知していますが、今後高齢化が進む中で、車の運転をしなくなる人が増加することが予想されます。町民の移動権確保をどうするか考えを聞かせてください。ちなみに、失われた区間を代替する輸送手段はいまだに確保されていません。

3つ目、オンデマンドバスの今後についてお聞きします。

今述べたようなことを解決でき得るのがオンデマンドバスの有効活用です。というか現在、養老町が有する手持ちのカードで公共交通の問題に対応するために切れるカードはこれだけです。町の公共交通計画の中でも検討がなされ、昨年だったか定時路線化の実証実験が行われたのは記憶に新しいところです。残念ながら、この実証実験はあまりよい結果が出なかったと耳にしています。

他市町でも、こうしたコミュニティバスは様々な運行形態が検討され、試行錯誤されています。ここまでの話を踏まえて、オンデマンドバスの今後について、その有効活用という視点から考え方を聞かせてください。

以上、質問についての答弁を求めます。

○議長（野村永一君） 吉村建設課長、自席にて答弁。

○産業建設部建設課長（吉村和人君） ただいまの岩永議員の御質問について、実務的な内容が含まれますので、私より回答させていただきます。

国では、令和5年2月に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案が閣議決定されました。その中で、地域公共交通について、地域の関係者の

連携・協働による共創を通じ、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通ネットワークへのリ・デザイン（再構築）を進めることが必要であるとしています。

1点目の養老鉄道の今後については、養老鉄道は、町の重要な移動手段であるとともに、町の経済活性化には欠かせない主要公共交通機関であります。

現在、養老鉄道は沿線市町とともに、平成30年1月1日から養老鉄道が引き続き第二種鉄道事業者として路線を運行し、沿線3市4町で設立した一般社団法人養老線管理機構が第三種鉄道事業者として路線等の施設を保有・維持管理する新しい事業形態へ変更しております。

町といたしましても、移動に欠かせない養老鉄道の存続が人口減少の歯止めの一翼を担うものと考えております。3市4町で策定いたしました養老線交通圏地域公共交通網形成計画を基に、今後もマイレールチケットの交付、イベントの実施及び施設整備等により、引き続き利用促進を図ってまいります。

2点目の高齢化が進む路線バスによる今後の住民の移動権確保と3点目のオンデマンドバスの今後についてですが、路線バスの延伸は困難であります。移動権の確保とオンデマンドバスの利用促進のため、今年度の秋頃より、隔週でオンデマンドバスの土曜日運行を開始したいと考えております。

公共交通に係るアンケートや、利用者様からの様々な声をいただいております。公共交通会議での協議は必要となってまいります。バス路線、鉄道路線等を区別することなく、住民ニーズに合わせた拡充に向け、近隣市町との協力体制を構築してまいります。

町が進める公共交通の確立に向けて、実証的な検証を踏まえ、住民の皆様の移動権の確保及び利便性の向上につなげていきたいと考えております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 再質問を行います。

養老鉄道の将来については、現時点においてほかにやりようがないと思いますね。その部分については同じ見解です。ですが、このままだと今後ますます各自治体の負担金の増が見込まれることから、そう遠くない将来に養老鉄道の維持が困難になる、これもまた事実です。

危機的なローカル線の維持について国も本気になっており、国土交通省は昨年検討会を立ち上げ、約半年ほどで提言を取りまとめました。異例の早さだと思います。こういった背景を受けての今回の法律改正なのだと理解しています。

さらに、つい先日開催された先進7か国G7国交大臣会合においても、日本は議長国として維持が困難になったローカル鉄道の再編に向け、国が主導して協議すること等の説明がありました。目まぐるしく事態が急展開する可能性もあるので、常に最新情報を入手して、即時対応できるようにしておいてください。

次に、路線バスについてです。

住民の足と利便性確保のために、早急に代替手段が必要です。大垣市のコミュニティバスが養老町内を通っています。

大垣市のコミュニティバスは、100円払えば誰でも利用が可能なものとなっているそうです。養老町が自前で足の確保が難しい、こういった現状を考えると、ひとまず大垣市と協議するなどして、このコミュニティバスの停留所を増やしてもらったり、路線の延長なんかを依頼してはどうかと考えます。負担金を支払ってもよいでしょう。とにもかくにも移動権の確保を最重要視します。いかがでしょうか、見解を求めます。

次に、オンデマンドバスです。

運行開始からいろいろ試行錯誤している話だけは聞いてきました。ですが、実際に実施されたのは定時路線化の実証実験だけです。自由度の高いオンデマンドバスならやれることはたくさんあります。先ほど答弁でも少し出ましたが、週末の運行や夕方以降の運行、こういったものも利便性向上にはいいでしょう。そして、やっぱり時刻表での定時路線化です。予約や登録なしで誰でも使える公共交通は、観光の視点からも必要です。見解を求めたいと思います。

先ほどの土曜日運行を試したいという話がありました、賛成です。やっていただきたいと思います。ですが、せっかくやるならもう一頑張りして今言ったような週末、土・日の運行、さらには夕方以降5時以降の運行、こういう時間外の運行についても模索していただきたいと思います。こういうことは入り口とスタート、始めるときが重要なんです。このことについても見解を求めたいなと思います。

以上、路線バスとオンデマンドバスについての再質問について答弁を求めたいと思います。

○議長（野村永一君） 吉村建設課長、答弁、自席にてお願いします。

○産業建設部建設課長（吉村和人君） 岩永議員の御質問に回答させていただきます。

町内には、養老鉄道、養老町が運行主体となるオンデマンドバスをはじめとした自主運行バスのほか、大垣市のコミュニティバスや海津市のオンデマンドバスが乗り入れております。

町民の生活に利用が期待されるそれらの路線を含め、周辺市町と連携して、町民の皆様や来町者のニーズに合った公共交通として活用できるよう周知してまいります。また、公共交通会議での議論は必要ですが、さきに回答いたしましたとおり、隔週とはなりますが土曜日のオンデマンドバス運行を行い、それらの結果を踏まえた上で、拡充への道筋を研究していきたいと考えております。以上でございます。

○6番（岩永義仁君） ついでに時間外の運行についても答えてほしいんですけど。

○産業建設部建設課長（吉村和人君） 失礼いたしました。

時間外の運行につきましては、今回土曜運行を開始させていただきますので、そちら

の結果を踏まえて研究させていただきたいと思います。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 岩永義仁議員。

○6番（岩永義仁君） 町民が生活する上で、利便性を損なうことのないような政策の展開を望みます。

路線バスの大幅縮小は、地域の住民の足を奪いました。まだ目に見えていないとしても、こういうインフラの不便化は町に少しずつ悪影響を及ぼしていきます。手持ちのカードで切れるものはしっかり使っていただき、この場合は町のオンデマンドバスや近隣自治体のコミュニティバス等ですが、有効に活用して町民の足の確保を確実に行ってください。このことを指摘して、次の質問に移りたいと思います。

新食肉施設の用地取得に関して質問を行ってまいります。

食肉施設関連の質問をするのは、実に9か月ぶりとなります。この間には2つの選挙がありました。公私ともに様々な場面で、新食肉施設の用地取得に関して、住民の方々から意見や考えをお聞きする機会が多々ありました。今回も養老町始まって以来の大事業となりそうな新食肉市場の用地取得に関する質問を行っていきます。

何度もこの場で述べてきましたが、行政が情報をひた隠しにしながら進められた候補地の選定でした。結果として、随分以前から私がこの場で示してきた沢田地内が町の協議会の答申として候補地に選定されました。さも敷かれたレールの上を走り、決められた目的地に到着したかのような結果と受け止めております。

候補地の選定中には、当時の担当課の幹部職員が、買収予定先企業の経営者と親族関係にあったなんていうことも、この議場で明らかになりました。このときは違和感のようなものを感じました。このことから、今回の養老町単独での支出負担となる新食肉施設の用地取得に関しては、不信の念とともにいろいろな理由で注目を浴びている状況です。

とはいえ町協議会での候補地選定は終わり、後は偉い人の決断を待つだけとなっています。ですが、その決定までには越えなければならないハードルが幾つもあります。今回は9か月ぶりのこの関連の質問ですので、課題を整理しつつ確認していきたいと思えます。

まず1つ目、今年度の当初予算に用地取得に向けた調査費が計上されています。用地の不動産鑑定に関わるものとお聞きしています。今年度実施されるということですが、そのスケジュールをお知らせください。

2つ目、候補地となった場所は製油施設のある工場です。食肉施設としての利用に適しているかの調査が必要ですが、環境アセスメントに対する考えをお聞かせください。

3つ目、この環境アセスメントの結果についての評価は、当然利害関係のない第三者によって行われるものと思いますが、いかがですか。

4つ目、調査結果の公表方法はどのように行うのか、現時点の予定でよいのでお答えください。

5つ目、何度も何度も確認してこれまではぐらかされてきていますが、40億とも50億とも言われる土地取得に関する費用ですが、総額に対する試算はどうなっているかお答えください。

6つ目、これまでに建設予定の対象地区へ説明会等が思うようにできていないとお聞きしています。実施状況と今後の予定、見通しについてお聞かせください。

以上の6点について、的確な答弁を求めます。

○議長（野村永一君） 大倉産業建設部長、自席にて答弁。

○産業建設部長（大倉 修君） ただいまの岩永議員の質問につきましては、事務的な内容についてでございますので、私のほうから御回答させていただきます。

まず1点目、進捗状況と今後のスケジュールということでございますが、今回の補正予算は、新食肉基幹市場の建設候補地内に存在する補償等の対象物に対して物件調査・補償算定業務を行うものであります。現在該当地区の沢田区や隣接する桜井区の皆様に住民説明会を実施して、施設建設に御理解いただけるよう努めているところでございます。

地元の皆様への事業説明会の後、速やかに建設用地の地権者の方々に対しましても用地交渉を進めてまいりたいと考え、今回補正予算として上程した次第でございます。

次に、環境アセスメント等に対する考え方というところでございます。

環境影響評価については、本来事業主体が行うものであり、養老町は建設用地の確保及び敷地の造成を行うことが役割ですので、本町において実施することはございません。

新食肉基幹市場を建設するに当たっては、環境影響評価法、それから岐阜県環境影響評価条例という法的には環境影響評価（アセスメント）は必要としない施設となりますが、町といたしましても、地域の皆様が施設が建設されることによる悪影響を懸念されること、またそうした施設ではないということのあかしは必要であると考えているところでございます。

現在、岐阜県食肉基幹市場建設促進協議会にて施設の概要などを示す基本計画を策定しており、策定後の令和6年度から7年度にかけて環境アセスメントを実施する予定であると聞いておりますが、第三者機関による評価や調査結果の公表については促進協議会へ要望してまいります。

次に、5点目ですが、土地取得費用の総額の試算ということでございますが、養老町の食肉基幹市場建設整備推進協議会にて、委員の皆様から、候補地選定の際に概算額でもいいので算出していただきたいという御意見がございましたので、約43億円という金額を提示させていただきました。

内容といたしましては、土地取得費、物件補償費、土地造成費、接続道路工事費の積

み上げということになります。この中の物件補償費に関しては、詳細な調査を実施しない限り、億単位の誤差が生じるということで説明をさせていただいているところでございます。

今回の補正予算で計上させていただいた物件調査・補償算定業務を実施することで、物件補償費に関して正確な補償額が算出されますので、その金額を基本に、今後対象となる地権者の方々と交渉をしてまいりたいと考えております。

最後、6点目の対象地域の住民の皆様への説明会等の実施状況ということと今後の予定ということでございますが、地元への事業説明会ということで、令和4年10月から養老地区区長会をはじめ、沢田区、桜井区、上方区、竜泉寺区、五日市区の役員様向けの説明会など、計15回を実施してまいりました。

施設の立地該当区の沢田区におきましては、今後住民の皆様に向けた説明会を実施し、施設建設に御理解いただけるよう努めてまいります。また、隣接の桜井区においても、同様の方針で進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 先ほどの1回目の質問、補正予算の話じゃなくて当初予算の話で述べておりますが、私の質問の中でも、補正の中で回答をされているので間違っているということをちょっと指摘しておきたいと思えます。

環境アセスメントは確かにおっしゃるとおり、本来事業主体の県なり食肉施設側がやるものである、おっしゃるとおりですね。ということであるなら、町としてしっかりこの環境アセスメントを実施していただいて、公表まできちんとしていただけるように町がしっかり働きかけをしていただきたいということを指摘しておきたいと思えます。

総額の話、金額的に具体的になかなか出てこなかったものが、取りあえず仮に提示された金額とはいえ43億。町が単独で負担するという金額で、なかなか大きな金額になっているというふうに感じております。この中でも、こうなっている原因というか、理由の一つは、やはり企業への補償が莫大なものになるからではないかと。

これについて、1つ情報が入っているのでお話をさせていただきたいと思えます。この企業が現在の場所の隣辺りに、町が補償した後移動するというような話を聞いております。イメージ図はこんな感じです。新食肉施設の横になるでしょうか。そこに土地が空いているなら、その空いている土地にこそ新食肉施設を建設すれば、この企業への補償は不要になるんじゃないかというふうに考えます。これはどういうことですかね、ちょっと説明をしていただきたいと思います。私の入っている情報が間違っているかもしれないので、この辺りについてちょっとお話をいただきたいと思います。

説明会の話ですけれども、やったというようなことを先ほどの答弁ではしていましたが、地元住民説明会みたいなものはちゃんと開けてないんじゃないかなというふうに私

は聞いているんですけども、ここはもう一度きちんと確認していただきたいなど。ちょっと入っている情報だと、今週末辺りにようやくちゃんとした説明、地元へのお話がされるというような話が聞こえてきておりますが、ちょっとこの辺についてももう一度きちんと御説明いただきたいと思います。

その町の協議会を開催していたときに、地元の関係区長さんらが傍聴に来たということもありましたが、そのときは門前払いだった、こういうような話も聞いております。こういうところからちょっと地元地域の方々とはそごが起きているんじゃないかなあと、いうふうにも感じております。こういったちょっとしたずれとか、話が合わない部分というのを、その住民と行政ね、今後どうやって解決していくつもりなのか、こういった考えもお聞きしたいなと思います。

なので、この再質問の答弁としては、補償先企業の今のこれですね、移転先の話で対象地区との話合いの今の説明会も含めて、これについて答弁いただきたいと思います。

○議長（野村永一君） 大倉産業建設部長、答弁、自席にて。

○産業建設部長（大倉 修君） ただいまの岩永議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、対象企業となる企業の移転先ですけども、私どもいろんな情報が飛び交っておりますけれども、この企業のほうからはどこに移転するという話は現在のところ聞いておりません。

それから2点目ですけども、住民説明会ということでございますが、私ども区長会のほうに住民説明会をぜひ開かせてほしいということでお願いしておりまして、桜井区につきましては4月2日、6月17日のこれまで2回住民の方を対象ということでお声かけいただきまして、皆さん出てくださいということでお願いしまして、住民説明会を2回開かせていただいております。

それから、沢田区につきましては25日ですね、今週の日曜日でございますが、初回となります住民説明会を開催する予定で進めておりますのでよろしく願いいたします。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 今年度は幾つか関係予算が計上されています。事業としては、さらに進展が見られるものと思われまね。今後も機会を見ては逐次確認をしていきたいと思っております。

あと説明会、やっぱり初回のところがあるので、さっきの話だと何かもう十何回やったよみたいな話もあったりして、何か話をごちゃごちゃしてよく分からんですけど、桜井はやっていて沢田がやれていなかったという理解かなというふうになら受け取ったんですけど、もし違っていたらこの後訂正していただければいいと思います。

町長にお聞きします。先ほどの答弁では、買収した場合の企業の移転先が、まだうわさの段階で正確な場所は聞いていないよというようなことですが、仮に私が言ったように隣へ移るだけというような形だった場合、これでは一企業に対して町が新しく会社を建て直してあげるよう、そういうような形にも感じます。

補正予算も今議会に上程されたので、正確な金額はじきに見えてくると思いますが、企業への補償関係で何十億という町のお金が必要になることについて、現時点でどのように考えていますか。事務方ではなく首長としての視点でお答えいただきたいと思います。

最後になりますが、たくさんの土地が空いている養老町で、あえて空いていない場所に新施設を建設しようとするのが私は当初からずっと不思議でなりません。いつか納得のいく説明があると思っていますが、少なくとも今回もまだ今のところ、この後町長がどんな話をしてくれるか分かりませんが、今のところそういったことにはなっておりません。

今後の町のためにも、住民と行政の信頼関係を取り戻す必要があります。それにはとにかく説明です。決まっていること、知っていること、想定されること、こういったことを全て説明することです。一部の関係者や偉い人だけが情報を握っているようでは駄目です。これだけは本当に分かってほしい、このことを申し述べてこの質問を終わりますが、先ほどの町長への企業への補償として、町から莫大な支出が発生する件についての質問に答弁を求めます。

○議長（野村永一君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 失礼いたします。

岩永議員の御質問、再々質になりますかね、お答えさせていただきます。

この場所というのは、岐阜県食肉基幹市場促進協議会の中でも養老町に新しい市場を造るということで、これは決定された事項でございます。それにつきまして肅々と私ども事務方は進めております。確かに補償費は莫大になるかもしれませんが、常にこういった費用を使うに当たりましては、町民の方々の税金というのを私は常に念頭に置いておりますので、その辺のところは今後地区の説明会を含めまして、1企業だけになるのか、果たしてその周辺の地権者の方にも御理解をいただくのか、それは分かりませんが、そういった形で町の最重要事項の一つということで捉えておりますので、議員にも御理解をいただきたいと思っておりますし、少し事前に通告の内容を詳しくしていただけると大変助かるかなというふうに思います。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 3つ目の質問に参ります。

先ほど町長、通告が甘いようなことを言われましたが、通告書をしっかりここで提示

してもいいですけれども、内容については詳細に書いておりますので抗議をしておきます。発言の取消しも求めたいと思います。

3つ目、まるごと肉まつりの開催について質問をしていきたいと思います。

最後の質問に移りますね。

今年10月に予定されているまるごと肉まつり2023について質問をしたいと思います。

新型コロナ感染症の真っ最中にオンラインで開催された肉まつりは、名前こそそれまでと同じ肉まつりと冠がついていましたが、目玉企画の中身は私も子供の頃からよく知っていた有名タレントを使った旅番組のようなものが、そのタレントのネット番組で配信されるというものでした。当初予算2,000万円ほどのうちで、約800万円ほどがタレントのギャラとして支払われたというふうに聞いております。このことは以前にも一般質問で取り上げました。なるほど肉のまち養老の宣伝としては一定の効果もあったでしょう。お肉のネット販売もありました。しかし、行政が実施するイベントとしては予算規模の大きさを考えると、幾らコロナ禍で制限のある中での事業とはいえ、町民への還元性が低い残念な内容が目につく事業であったと評価しています。

それではお聞きします。

新型コロナ感染症の分類が2類から5類に移行しました。今年予定されている肉まつりは、コロナ禍以前に養老公園で行われていた肉まつりがいよいよ復活するというようなイメージでよいでしょうか。

2点目、事業の仕様を見ると、養老公園で新しくオープンしたRECAMP養老を絡めた部分が見受けられます。その意図と構想についてお聞かせください。

3点目、今回の質問をするに当たって、事業の予算について事前の調査を少々行いました。予算の使い方についてお聞きします。事業の運営について、プロポーザル方式で募集を行っていましたが、今回のイベントはいわゆるイベントコンサル的な会社に運営してもらうのか、それとも役場が主体となって運営するのか、この辺りについて御説明いただきたいです。

以上の3点について答弁を求めます。

○議長（野村永一君） 竹中産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部参事兼産業建設部産業観光課長（竹中 修君） ただいまの岩永議員の御質問でございますが、実務的な内容でございますので、私のほうから御回答申し上げます。

養老まるごと肉まつりにつきましては、平成29年度、養老改元1300年祭の中の一つのイベントとして初めて開催されました。

養老改元1300年祭終了後、この取組を一過性のものにする事なく、次の100年を見据え、町民、関係団体及び事業者などと行政が協働で取り組み、新たな事業を計画・実施していくことを趣旨として設立されたネクスト100プロジェクト実行委員会において事業が計画され、平成30年度に2回目となるまるごと肉まつり養老2018が開催されまし

た。

その後、実行委員会において隔年開催とすることが決定され、令和2年にまるごと肉まつり2020が計画されましたが、残念ながら新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。先ほど議員の御質問の中にもございましたが、代わりとしまして、SNSで本町の食肉産業をPRするとともに、ECサイトで販売を行う形のオンライン肉まつりを開催したところでございます。

今年度開催を計画しておりますまるごと肉まつり養老2023は5年ぶりの開催となります。御質問の開催内容につきましては、前回の開催内容を踏襲しつつ、新たな取組としてRE CAMP養老での精肉予約販売、養老孝子坂でのキッチンカーの配置を計画しております。

次に、2点目のイベントにRE CAMP養老を絡めている、その意図ということでございますが、RE CAMP養老では、精肉の予約販売を実施する計画となっております。町内の精肉店の方にキャンプ用精肉セットを造成していただき、まるごと肉まつり養老開催日当日にRE CAMP養老を利用される方に対し、事前予約方式で販売することを想定しております。

養老の肉でキャンプを楽しんでもらい、養老の食肉のすばらしさをPRすることはもちろんですが、RE CAMP養老と町内精肉店をつなげるきっかけの場として、今後この取組が事業者を主体とした取組として自走していくことを期待しております。

3点目の御質問でございますが、今回事業費として上げさせていただいているものは、ほとんどがコンテナだとか、事業に関わるそういったものの開設費用というようなものが含まれております。また、運営については、実行委員会で自前でやっていくというような計画とさせていただいております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 再質問を行いたいと思います。

従来の肉まつりは大変注目度の高いイベントでした。今回それがようやく復活されるということ、大変大きな期待を持っています。

先ほどRE CAMP、養老公園にあるキャンプ場と町内の精肉店をつなぐというような答弁がありました。今後そうすると、養老公園のキャンプ場で養老の肉が買えるようになって、そこでその肉を使ってキャンプができるようにしていくというような構想があるというふうに捉えていいんですかね。これはちょっと結構重要なポイントなんでお聞きしたいと思います。確認させてください。

イベントについては、町が主体となってやっていくということは大変いいことだと思います。ぜひノウハウをしっかりと吸収しつつ、次にもその次にもどんどん生かして、どんどんいいイベントになっていったらいいなというふうに考えています。広告等宣伝に

しても、この時代ですので、代理店なんかには依頼しなくても情報発信する手法は幾らでもあると思います。こういったこともしっかり研究して対応していただきたいと思います。

今の肉の販売に関してのみ再質問の答弁を求めたいと思います。

○議長（野村永一君） 竹中産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部参事兼産業建設部産業観光課長（竹中 修君） 先ほどもお答えさせていただきましたが、今回につきましては、あくまでもきっかけづくりでございます。当然事業者同士の方が、これを機に引き続きこの事業が発展していくことを望んでおります。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 今の答弁、ぜひ町もしっかりサポートして、実現に向けてやっていただきたいと思います。

コロナ禍以降で久しぶりの集客事業です。絶対に大成功させたいと思っております。私もたくさん宣伝します。皆さんもしっかりと積極的に告知をしてください。メディアの方々もよろしくお願ひしたいと思います。まるごと肉まつり2023の成功を祈願しつつ、今回の私の一般質問を終わりたいと思います。以上です。

○議長（野村永一君） 以上で、6番 岩永義仁君の一般質問を終わります。

次に、3番 西脇康君。

○3番（西脇 康君） 議長より発言の許可を得ましたので、通告に基づき質問いたします。

県内も梅雨に入り煩わしい季節となりましたが、本議会場におきましては昨年空調設備が整備され、外は雨ですが大変過ごしやすい中での定例会2日目ということで質問させていただきます。

我が町が保有する公共施設の現状と将来の見通し、4点質問させていただきます。

1点目は、子育て支援施設についてです。

現在、町内のこども園は、閉鎖されたこども園を含めると11園あります。少子化の中、公立保育園及び幼稚園が全てこども園と編入し、現時点では5施設の公立こども園があり、6施設が閉鎖されました。今後さらなる施設の統合があるのか、また閉鎖になった施設の活用や整備をお聞かせください。

2点目は、現在養老町が保有している類型別施設の中で、学校教育施設が39%を占めていますが、それに比例して維持運用費が最もかかっています。小・中学校合わせて9校ありますが、その施設のほとんどが築40年たっています。今後児童・生徒の減少を踏まえ、学ぶ環境の充実を図りながらの学校教育施設の維持管理を含めた施設の現状と今後の在り方をお聞かせください。

3点目は、行政施設の中の庁舎についてお伺いいたします。

養老町の顔とも言える庁舎。昭和46年4月に完成し、今年が52年となる歴史と格式がある庁舎です。その間、新庁舎建設といった話があったと思いますが、耐震工事、昨年の機械棟整備と現在に至って建て替えもあるのか、また1階ロビーや階段等の暗いイメージのある庁舎のリノベーションを含め、町民が自然と足が運べ、居心地のよい庁舎を望みますが、見解をお聞かせください。

4点目は、インフラ施設の排水機場の整備についてです。

現在本町には16か所の排水機場がありますが、その多数は建設から40年がたち、老朽化が進み、各土地改良区が管理をしています。排水機場については、各農地や住宅地、公共施設の被害から守る重要な施設であります。

令和2年に策定された農業基盤総合整備構想で幹線農道・圃場整備をしつつ、土地改良区の一本化を図りながらの排水機場の更新を図るとありますが、時間とお金、そして土地改良区や営農者等の関係ではなく、広く町民の理解も必要な排水機場の今後の在り方、また五三排水機場などの建て替えというお話がありますが、現状をお聞かせください。

○議長（野村永一君） 香川子ども課長、自席にて答弁。

○住民福祉部子ども課長（香川明美君） ただいまの西脇議員の1点目の御質問、子育て支援施設につきまして、実務的な内容が含まれますので、私よりお答えさせていただきます。

公立認定こども園について施設の統合があるのかとの御質問でございますが、現時点で園施設について、統合の予定はございません。

現在使用の施設については、長寿命化を図るため、予防保全型の維持管理を実施しておりますが、公立認定こども園の施設の在り方につきましては、私立園との統合も含めまして、今後検討していく必要があると考えております。

次に、閉鎖となった施設の活用があるのかとの御質問でございますが、旧池辺幼稚園につきましては民間法人と賃貸借契約を結び、法人の運営により令和5年3月から子育て支援センターが開設され、多くの子育て世帯に御利用をいただいております。また、旧上多度こども園につきましては、令和5年度においては、町内私立保育所と賃貸借契約を結び、新園舎完成までの仮園舎として利用されております。

残り4施設につきましては、養老町公共施設等総合管理計画に基づき、原則解体する方針であります。時期につきましては、跡地利用の内容が決定してからの解体と考えておりますが、現時点では跡地利用の計画はございません。

今後の在り方については、地元の皆様の御意見もお伺いしながら、民間も含めまして、有効な利活用ができるよう検討してまいります。以上でございます。

○議長（野村永一君） 中島教育委員会事務局長、自席にて答弁。

○教育委員会事務局長（中島恵美君） 2点目の学校教育施設につきましては、教育委員会の私のほうから回答をさせていただきます。

本町の学校施設は、昭和30年代から昭和60年代前半にかけて建築され、建築後40年以上が経過している施設が多く、老朽化が進んでいます。これまでに耐震補強工事や大規模改修工事等を行ってまいりましたが、今後改修や改築が順次必要となってまいります。

こうした現状を踏まえ、養老町公共施設等総合管理計画を基に学校施設の長寿命化計画を立て、事後保全から計画保全への維持管理の手法を転換し、中長期的な維持管理等に係るコストの縮減や予算の平準化を図っています。

学校施設は児童・生徒の学習の場と生活の場であるとともに、地域コミュニティーや防災拠点・避難所としての役割を果たす施設であるため、安全で安心な施設環境を確保する必要があります。

昨年度は、大規模な工事として、高田中学校のグラウンド整備工事をはじめ、養老小学校給食施設の拠点校工事を実施いたしました。給食施設拠点校化により計画的に効率的な食材を購入することができ、かつ安定した調理員の配置体制が図れるなど、自校給食のよさも残しつつ、子供たちに安心・安全・安定した学校給食の供給ができていますものと考えます。残る6校につきましても、今後計画的に進めてまいりたいと考えています。

今年度は、養老小学校プール管理棟大規模改修工事を実施いたします。将来的には町内他校との共同利用も視野に入れ、施設の合理化を図ってまいります。あわせて、多目的トイレやスロープ等を設置し、プールの利用目的だけでなく、避難所としての防災拠点施設の強化も図ってまいります。また、高田中学校においては、インクルーシブな社会環境の整備を目的として、バリアフリー化改修工事を実施いたします。

今後は、学校施設長寿命化計画に基づき、安心・安全に学べる教育環境、学校生活として必要な環境の確保や維持、教育のICT化、省エネルギー化、バリアフリー、防災・防犯等の社会的要求に対応した機能付加など、ニーズやコスト等を勘案し、社会情勢等を鑑みながら計画的に整備を進めてまいりたいと考えています。以上でございます。

○議長（野村永一君） 吉村建設課長、自席にて答弁。

○産業建設部建設課長（吉村和人君） 西脇議員の御質問の3点目、庁舎について回答をさせていただきます。

庁舎は昭和46年の竣工以来52年が経過し、これまでの間、平成20年度の耐震改修補強工事や会議室・事務室の改修工事、近年ではトイレ、空調設備の大規模改修工事のほか、経年劣化等に伴う小修繕を実施し、施設の長寿命化を図ってまいりました。

庁舎は、平成15年度に実施した耐震診断の結果、必要数値を下回る結果であったことや、当時国も防災対策の重点事項として、防災拠点官庁施設の耐震化を推進していたこともあり、早急な対応として、新庁舎建設ではなく、平成20年度に耐震改修補強工事を

実施いたしました。当該施設は本町の行政サービスの根幹でありますので、引き続き各設備の保守点検の結果に基づく改修など、予防保全型の維持管理を行ってまいります。

また、議員御指摘の暗い印象を与えている1階ロビー（正面玄関ロビー）や階段などにつきましては、施設構造上の問題も考えられますが、壁、床等の配色や電灯の種類、掲示物の設置場所などの工夫により、来庁者が心地よく利用できる環境整備に努めてまいります。以上でございます。

○議長（野村永一君） 竹中産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部参事兼産業建設部産業観光課長（竹中 修君） ただいまの西脇議員の4点目の質問でございますが、実務的な内容が含まれますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

本町の重要な基幹産業である農業を持続的、継続的に発展させていくため設置されています農業水利施設、特に排水機場につきましては、その多くが昭和50年以前に建設されたもので、建設後の施設につきましては、各土地改良区において日常的な維持管理や定期的な整備、保守を実施していただいているところでございます。

安心・安全な農地の確保を図るため、これら排水機場の整備につきましては、養老町農業基盤総合整備構想の基本方針に、リスク分散の面でもバックアップとなる排水機場が多いことなどから、個別更新のほうが有利として、現行の施設を計画的かつ効率的に更新していくこととしております。

これらを踏まえ、既存の排水機場を補修・補強によるライフサイクルコストの低減を図りつつ、耐用年数が経過した施設の単独更新を行うこととしております。あわせて、排水機場の自動運転やICTを活用した新技術を段階的に導入し、排水機場の維持管理の省力化を目指してまいります。

なお、これまで全面更新に向けて調査を進めてきました五三大野排水機場におきましては、令和5年4月に農村地域防災減災事業、五三大野地区として事業採択され、今後は施行申請に必要な権利者からの同意書を徴収する予定としております。順調に進めば、今年度内に工事実施に向けた実施設計業務が県において発注される予定となっております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 西脇康君。

○3番（西脇 康君） 再質問させていただきます。

1点目、2点目に関する質問をさせていただきます。

少子化の中、子供たちが遊ぶ場所がないと若い世代の親御さんからの声を聞きます。養老公園等がありますが、閉園したこども園や小学校のグラウンドの活用ができるのかお聞かせください。

○議長（野村永一君） 香川子ども課長、自席にて答弁。

○住民福祉部子ども課長（香川明美君） 西協議員の再質問にお答えさせていただきます。

公立認定こども園では、園行事を実施していない日の平日10時から16時に園庭開放を実施しております。また、土曜日は土曜共同保育を実施している日については、共同保育実施園、本年度は養北こども園において園庭開放を実施しております。休園日は防犯上及び安全面から開放することは難しいと考えております。

園庭開放について、御存じない保護者の方もおられると思いますので、より多くの方に知っていただけるよう周知を図ってまいります。以上でございます。

○議長（野村永一君） 中島教育委員会事務局長、自席にて答弁。

○教育委員会事務局長（中島恵美君） 西協議員の再質問に関する学校施設に関しては、私のほうから回答をさせていただきます。

学校施設は、学校教育のほか社会教育及び社会体育の普及を目的として、学校教育に支障のない範囲で、児童・生徒、一般住民が利用できるよう学校の屋外運動場や屋内運動場を開放しています。主には、スポーツ少年団や各種競技団体が利用されていますが、学校施設を利用する際は利用者から使用申請書を提出いただき、教育委員会が使用許可した上で御利用いただいております。

現状において、子供の遊び場として学校の施設を開放すると、社会教育施設として利用されている方たちの活動ができなくなります。また、施設の利用者のけがや事故等につながる危険性もあることから、遊び場として学校を開放することは難しいと考えます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 3番 西脇康君。

○3番（西脇 康君） 今回質問させてもらった公共施設は、高度成長期後半から2000年代前半にかけて整備、建設されたものがほとんどです。その結果、施設の老朽化に伴う施設整備が今後の問題となっています。

施設の統廃合も含めて町民の皆様への周知、理解に努めながら一緒になって考える時期に来ています。以上で一般質問を終わります。

○議長（野村永一君） 以上で、3番 西脇康君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時45分といたします。

（午前10時33分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（野村永一君） 休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、10番 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 御無礼をいたします。

通告に基づき、質問をいたします。

まず1番目の質問は、発達障害児・者の現状と対応についてを質問いたします。

発達障害は、体や学習、言語、行動のいずれかにおいて不全を抱えた状態であり、原因は先天的な脳機能の偏りであって、大抵の場合認識がずれていて社会生活に多数の困難が生じております。

日本の行政上の定義では、発達障害者支援法が定める自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとされております。

発達障害の認定は、専門家でも難しい判断と言われております。最新の2022年12月13日の文部科学省の統計では、発達障害の可能性があり特別な支援が必要な小・中学生は通常の学級に8.8%、11人に1人程度が在籍していると推計されております。10年前の調査では6.5%であり、年々増加をしております。

国の有識者会議の座長で、全国特別支援教育推進連盟の宮崎理事長は、担任の先生だけではなく学校全体で連携をし、支援体制をつくっていくことが重要であり、学校現場や教育委員会、国などが一体となり、充実した教育をどう進めていくかが問われていると言われております。

そこで次の質問をいたします。

養老町内の小・中学生の現状と対応はどのようなようであるか。

1 点目、対象児童・生徒数と支援教育の体制はどのようなになっているか。

2 点目、学校と医療機関及び医師との連携はどのようなになっているか。

3 点目、卒業後の進路指導への対応はどうしているか。

4 点目、義務教育後の追跡調査はどのようにしているか。

5 点目、発達障害の人も精神障害者保健福祉手帳の対象となっておりますが、この指導体制はどのようなになっているか。また、二十歳以降は障害者年金となりますが、福祉手帳を持っていなくても年金の対象となります。これらの対応はどのようにしているかを質問いたします。

○議長（野村永一君） 森島教育長、自席にて答弁。

○教育長（森島恵照君） 松永議員の御質問について、1点目から3点目まで、学校現場に特に関わる内容でございますので、私からお答えさせていただきます。

発達障害については、今議員の御質問の内容にあったとおりです。発達障害がある児童・生徒は、コミュニケーションや対人関係をつくるのが苦手であったり、パターン化した行動が見られたりします。そのため、その行動や態度が自分勝手、変わった人などと誤解されることが多く、学習や生活をする上で困り感を感じております。

本町では、発達障害がある児童・生徒が将来自立した生活ができるよう、障害や個別のニーズに応じた支援を行っております。

支援の方向性については、町教育支援委員会を設置し検討しております。当委員会には、特別支援教育の担当者を含めて、大垣特別支援学校の先生、西美濃厚生病院の専門家や

医師会の代表者、西濃子ども相談センターの職員、町そよかぜ教室の指導員、こども園の職員など、さらに校長会の代表者が所属し、乳幼児期から判断期間までの様子や困り感を分析します。そして、LD・ADHD等発達障害の学級への入級、通級指導教室への入級、支援員の配置などの支援策を講じていきます。

発達障害のある児童・生徒は早期に発見し、適切な支援をすることで適応力を高め、自立へとつなげることが大切です。未就園児も含めて、子供の心身の発達状況の心配や不安、就学に関わる保護者の悩みに応えるため、就学に関わる教育相談を実施しています。大垣特別支援学校の先生や、特別支援教育の専門家が相談員として個別相談に応じ、一人一人の特性と適する支援の方法を考え、早期発見・支援につないでいます。園からは、教育相談への勧誘や園での様子についての報告を受けるなど、積極的な協力を得て、園との連携調整を密に行っています。

現在、発達障害があると考えられる児童・生徒は増加傾向です。今では、本町ですが、7.8%またはそれよりも多い割合で在席していると捉えています。そのため特別支援教育担当が行う教育ではなく、全ての学校教職員が行う教育であることが求められています。発達障害や障害がある児童・生徒を正しく理解し、他の児童・生徒との好ましい人間関係を築くための指導や支援について、教育委員会主催の研修や校内研修など、計画的・継続的に行っているところです。

続いて2点目、医療機関等との連携についてです。

本町の小・中学校には、特別支援教育コーディネーターを配置し、学校と福祉・医療等との関係機関との連絡調整を行っております。保護者、関係機関に対する学校の窓口として、支援が必要な児童・生徒に対し、一人一人の実態に応じた支援の方向性について保護者と共に話し合い、医療機関へつないでいます。

また、特別支援教育コーディネーターを対象として、障害者手帳の制度、放課後デイサービスについて健康福祉課職員による説明を受け、障害のある子供に係る福祉制度についても研修を行っております。そして、障害者手帳の取得が必要な際には、スムーズに手続きができるよう研修しています。

そのほか特別支援教育推進連絡会において、各関係機関の取組状況を情報交流し、専門的な見地から大学教授の講評・指導を受け、就学前の早期から一貫した教育支援体制を強化しています。

3点目、卒業後の進路指導体制はということについてですが、各学校では、個別の支援計画や指導計画を本人及び保護者と一緒になって作成しています。この計画は、乳幼児期から学校卒業までの長期的な視点に立ち、医療、福祉、教育、労働等の関係機関が連携し、一人一人のニーズに対応した効果的な支援を行うための重要な手だてです。中学校を卒業する際は、保護者、本人の了解を得て、高等学校への引継ぎを行っています。この計画を活用することにより、その子の将来を見据え、途切れのない支援ができるよ

う支援体制の充実を図っています。以上でございます。

○議長（野村永一君） 近藤住民福祉部長、自席にて答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（近藤真由美君） 4点目、5点目につきましては、健康福祉課関係の実務的な内容が含まれますので、私のほうからお答え申し上げます。

保健センター、保育園、こども園や小・中学校において、発達障害ではないかと疑われたり、医療機関で発達障害と診断された児童・生徒が、卒業後にどこに就職また通学されたかといった追跡調査は当町では行っておりませんが、各種障害サービスを利用されることにより状況を把握しております。

障害者の認定についてでございますが、障害者手帳には、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種類があります。

精神障害者保健福祉手帳は、一定程度の精神障害の状況にあることを認定するものです。対象の症状には、統合失調症や鬱病などの精神疾患のほか、自閉症、学習障害、注意欠陥障害などの発達障害も含まれます。また、障害の程度により重度の1級から3級までの等級があります。その等級は、医師の診断書を基に、県の精神保健福祉センターで判定されます。なお、障害者手帳の申請は町健康福祉課で受け付けておりますので、御不明な点はお尋ねいただければと存じます。以上でございます。

○議長（野村永一君） 藤田住民環境課長、自席にて答弁。

○住民福祉部住民環境課長（藤田勝彦君） 6点目の御質問につきましては、実務的な内容が含まれますので、私のほうから御回答させていただきます。

二十歳前の方の国民年金における障害基礎年金の申請につきましては、病気またはけがによって初めて医師の診療を受けた日、初診日等から1年6か月目、その期間内に治ったときはその日を障害認定日といたしますが、障害認定日以後に二十歳に達するときは二十歳に達した日が障害認定日となり、その日から申請することができます。

発達障害以外の他の障害についても言えますが、障害の程度が個々で差異があり、障害基礎年金の受給資格については、障害者手帳の保有に関わらず、障害認定日のその障害の状態が、国民年金法施行令に定める障害等級表の1級または2級に該当しているか国の裁定により決められます。

なお、障害基礎年金の請求申請への御相談は、住民環境課において年金事務所と連携を図りつつ、請求手続きができるよう必要な書類について御説明をしているところでございます。また、機会があるごとに障害者手帳の申請や障害者基礎年金の受給などについて、周知していきたいと思っております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（野村永一君） 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 再質問をいたします。

発達障害は成人期に障害を持ち越す例もかなり多く、この障害は社会生活を著しく困

難にするため退学や退職などにつながる。また、ワーキングプアやひきこもりの発生にも関係していると言われていています。発達障害者の中には、例外的に自身の特性を生かして成功している例もあります。世界の中では、アインシュタインやエジソン、ニュートンもこの発達障害と言われておりますし、映画監督のスピルバーグは自らアスペルガーと公表をしています。

一般的な発達障害者の行く末は厳しく暗いのが現実です。軽度の発達障害者は親をはじめ周りからも理解されにくく、親自身も我が子の障害を認めないという傾向があって、軽度の人ほど社会から理解されていないのが現状であります。

町内にもひきこもりの方も多くあると聞いております。親、保護者はもちろんですが、学校、教育委員会、町福祉課、保健センター、社会福祉協議会、民生委員、医療機関など、地域が一体となった支援体制が必要であると考えます。特に、発達障害の人たちが将来無年金になることが懸念されます。発達障害で手帳をもらうとなると精神科医の診療が必要であり、非常にハードルが高いのが現状であります。一層の相談事業の充実をしていただきたいと願い、今後の相談事業の在り方についてを質問いたします。これで終わります。

○議長（野村永一君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 松永議員の再質問に御回答申し上げます。

先ほど教育長や部長、課長からも回答いたしました。発達障害のある児童・生徒は、早期に発見し、適切な支援をすることで適応力を高め、自立へとつなげることが大切でございます。就学前には、保健センターの健診時や保育園・こども園での様子から早期発見に努めています。

また、支援が必要な子供に対しまして、一人一人の子供の実態に応じた支援の方向性について、保護者と共に話し合い、医療機関等につなげております。

学校を卒業された後は、身近な相談窓口がなく、どこに相談していいのか分からない方もお見えになると思いますが、お困り事がある場合、当町が障害者相談事業を委託しております社会福祉協議会にまずは御相談していただければと思っております。

障害のある方の御相談は多岐にわたりますので、おっしゃるとおり保健センター、保育園、こども園、小・中学校、役場の健康福祉課、住民環境課、包括支援センター、町社会福祉協議会など、関係機関が連携して支援していき、障害がある方が将来も安心して暮らせるよう努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 2点目の質問に入ります。

根古地三ツ屋線の歩道整備についてを質問いたします。

根古地三ツ屋線は、昭和30年代から40年代にかけて県道として利用されておりました。

当時は258号線もなく、また養老南部農道もなく、池辺、笠郷、上多度地区を結ぶ主要な道路でありました。県道でもあり、瑞穂まで当時はバスも運行されておりました。

国道258号線開通以降は、町道として活用されております。しかし、この町道は大場地区、三ツ屋地区の集落の中を通っており、湾曲も多く見通しも悪く、大変危険な道路でありました。

今から40年ほど前の清水町長の時代に、県の事業として養老南部農道が計画され、20年ほど前の稲葉町長のときに歩道付きの農道が開通をいたしました。この南部農道は、大場地先から三ツ屋までで農協のカントリーへと経由しております。この道路の起点は根古地の信号であり、根古地の信号から大場地先までは道路幅も狭小であり、また側面は水路があり、大変危険な道路であります。南部農道完成後、継続して歩道の整備が計画されておりましたが、15年ほど前、東部中から東へ国道までの希望の道の延長の事業計画が実施されることになりました。国道までの延長は、東部中開校以来の念願の道路であり、当時の稲葉町長より希望の道を優先して実施するので、根古地三ツ屋線の歩道工事は、希望の道の完成後にしてほしいとの要請がありました。

希望の道完成後も一向に歩道整備はされず、大橋町長の2期目の初年度に、池辺区長会の要望により根古地信号から西へ約50メートル、これですが、歩道整備がされました。それ以降はこのような状態で、非常に危険な状態です。

この根古地三ツ屋線においては、現在倉庫や工場があり、また工場の拡張もされており、大型車両の出入りが頻繁となっております。これは西から見た道路です。このように工場があり、倉庫があり、水路があり、ここを大型車が通ると自転車、歩行者は本当によけるところもありません。このような状態です。今この左側ですが工場の拡張工事がされ、将来的にはこの北側も事業拡張されるような計画をされております。

そのような中で、3年ほど前、歩道整備の事業計画が実施され、830万ほどで設計が終了されております。今後の養老町の歩道整備の実施に関して、年次計画はどのようになっているかをお尋ねいたします。

○議長（野村永一君） 大倉産業建設部長、自席にて答弁。

○産業建設部長（大倉 修君） ただいまの松永議員の御質問につきましては、実務的な内容についてでございますので、私のほうから御回答させていただきます。

町道根古地三ツ屋線につきましては、東部中学校の通学路及び指定避難所である同中学校への避難路として、重要な路線であると認識しております。

通学する生徒や歩行者の安全を確保するため、歩道整備を中心に進めておりますが、議員御質問の年次計画につきましては、活用しております社会資本整備総合交付金の採択状況にもよりますので、同じ交付金で施工中の町道大巻53号線との進捗状況を鑑み、年度ごとに計画を持って事業を進めてまいりたいと考えております。

今後とも町が進める事業につきまして、御理解賜りますようお願いいたします。以上

でございます。

[10番議員挙手]

○議長（野村永一君） 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） ただいま産業建設部長から答弁がございました。

年次計画は明確には出せないと、他事業との兼ね合いがあるということでもございました。社会資本整備総合交付金事業は、養老町の中で、道路事業についていろいろ他地区の事業との兼ね合いもあります。この事業ももう20年ほど前から事業計画されている事業で、他地区が先んじて、この事業が後回しになってやられているというような状況も見られますので、非常にこれは通学路としても使っておりますし、大場平東、この方々が国道へ出るためには、高齢者になった場合、運転免許を返上したときには、やはり自転車か歩行しかこの道路を通ることができません。

ぜひ歩道の整備をほかの地区と並行しながら、均衡を保ちながら、少しずつでも目に見えるような実績を地元の方々に見せていただきたいと思いますので、川地町長のこのときに、この事業を完遂していただきたいと思います。町長の見解を質問します。

○議長（野村永一君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 松永議員の再質問にお答えさせていただきます。

希望の道への着手は恐らく高規格道路、東海環状のアクセス道路ということで、やむを得ずそちらのほうを優先したかなというふうに思っております。

そして、希望の道、国道258号線に接続する道路事業に関しましても、地域の皆様、地権者の皆様の御協力によりまして、大変感謝いたしたいと思っております。

町道根古地三ツ屋線は、議員御発言のとおり、周辺にお住まいの方の重要路線であるというふうに認識をしております。国道258線から利便性も高いことから、企業等の進出などにより大型車両の通行が多くなる傾向が見受けられます。そのため根古地三ツ屋線の歩道の整備は、本町にとりましても、歩行者や通学される方など安全を確保する上で、非常に重要な事業であると考えております。

地域の皆様が、各事業の早期完成を望まれることは当然ではございますが、社会資本整備総合交付金の採択状況や町道大巻53号線などの進捗状況、事業実施に伴う地域間バランスを考慮しながら、利便性向上と安全性確保のため、関係者及び関係機関の御協力の下、事業を進めてまいりたいというふうに考えております。御理解をよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（野村永一君） 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 以上で質問を終わります。

○議長（野村永一君） 以上で、10番 松永民夫君の一般質問を終わります。

次に、1番 佐野伸也君。

○1番（佐野伸也君） 議長に発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、改良住宅について3点質問いたします。

本町では、同和対策事業の長期計画を策定し、住環境の改善を図ることを目的に、昭和46年から昭和62年の17年間にわたり、昭和46年度からの住宅地区改良事業による建設402戸と、昭和55年度からの小集落地区等改良事業による建設80戸が実施され、昭和62年度までに4つのタイプで482戸の改良住宅を建設しました。

改良住宅において、これまでに実施してきた大規模改修工事については、雨戸の取付工事と屋根改修工事を実施しました。雨戸の取付工事については、改良住宅には全戸雨戸がないため、防犯対策等として、平成8年度から平成11年度において、全戸482戸で実施しました。また、屋根改修工事については、昭和46年度から昭和55年度までに建設したタイプⅠ70戸及びタイプⅡ150戸の大屋根がトタンぶきのため、室内環境向上等を目的として、平成11年度から平成14年度において、スレート瓦ぶきへと改修工事を実施しました。しかしながら、同和対策関係の特別措置法が平成14年3月31日をもって失効していることや、住宅地区改良事業等終了後30年以上経過していることなど、社会情勢等を踏まえると新たな転換期を迎えていると言えます。

このようなことから、今日まで行ってきた改良住宅に対する施策を将来にわたって継続することは、一般公営住宅の管理や周辺地域との整合性に欠け、望ましい状態であるとは言い難いことから、改良住宅の譲渡を通じて地域の自立や活力を高めていくことを目的として、改良住宅の譲渡を推進すべく、希望者に対し譲渡を行うとした方向性を示し、平成21年12月8日に養老町改良住宅特別委員会を設立し、譲渡の推進に向けて今日まで協議を行ってまいりました。このように、地域や住民にとって最も大切なことだと思っております。

それで、1点目の質問として、令和7年度に予定されている改良住宅空き家の売却について、売却期間はどのように考えているのかお伺いします。

2点目、改良住宅の空き家売却後に残った空き家はどうするのか。

次に、平成29年から測量分筆登記が始まり、令和4年に終了しました。令和5年5月現在、譲渡完了が9件、譲渡申請中が13件あります。早いところでは令和元年に譲渡が完了しています。そこで3点目の質問として、改良住宅の契約者に対する譲渡について、6年計画ということで町の施策により譲渡の順番を待っている方は、譲渡を受ける意思があっても譲渡の順番が来るまで家賃を支払い続けることとなります。このことに対する町の対応はどのようにするのか、以上3点、お伺いいたします。

○議長（野村永一君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいまの佐野議員の御質問にお答えさせていただきます。

改良住宅の関係につきましては、地元はもとより平素より御理解、御協力を賜ってお

ります。議員におかれましても、以前は地区の区長会長、改良住宅特別委員会はもとより、地域の皆様から成ります改良住宅対策委員会等で御尽力を賜っております。深く感謝申し上げます。

3点御質問いただきました。

まず1点目の改良住宅の空き家の売却につきましては、令和7年度に全ての地区の住宅で公募を行い、売却する予定としております。売却期間について、令和7年度以降の公募の有無につきましては、令和7年度の売却状況を踏まえ、改良住宅対策委員会及び改良住宅特別委員会にて議論してまいりたいと存じます。

2点目の改良住宅の空き家の売却後の残った空き家についてでございます。

計画的に除却していきたいというふうに考えております。空き家の除却計画につきましても、先ほど回答したとおり同様にそれぞれ改良住宅対策委員会、改良住宅特別委員会にて議論してまいりたいと考えております。

3点目の改良住宅の譲渡につきましては、議員御指摘のとおり6年の計画に基づき、譲渡の順番となる年度をお待ちいただく状況となっております。しかし、こうした状況を踏まえまして、譲渡対象となった年度内の譲渡申請があったものに対し、令和2年10月の家賃改定後に支払っていただいた家賃を譲渡価格から相殺する措置を講じております。また、譲渡期間につきましても、当初は8年計画で進めてまいりましたが、改良住宅敷地の分筆登記計画を前倒しして実施し、譲渡期間を6年計画に短縮して譲渡を進めております。

譲渡の順番となる年度をお待ちいただいている方につきましては、早期に譲渡するため計画の見直しと、対象となる順番をお持ちいただいている期間の支払い家賃を譲渡価格から相殺することで御理解いただき、譲渡等を進めているところでございます。

今後とも関係各位の御協力の下、改良住宅の譲渡を推進してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

[1番議員挙手]

○議長（野村永一君） 佐野伸也君。

○1番（佐野伸也君） 再質問をいたします。

再質問として、1点目の回答で、空き家の売却は令和7年度開始と伺いましたが、改良住宅敷地の分筆登記業務は計画を見直したことにより、令和4年度に完了したと聞いております。分筆登記業務が完了したことにより、令和5年度には全ての改良住宅が売却可能な状態になっているが、なぜ空き家の売却は令和7年度開始となったのかを伺います。

○議長（野村永一君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 佐野議員の再質問にお答えさせていただきます。

改良住宅の空き家の売却につきましては、改良住宅対策委員会及び改良住宅特別委員

会で協議した結果、現在、居住者から優先的に譲渡できるよう現居住者に対する譲渡が完了した後に、新たに募集することとなっております。

議員御指摘のとおり、令和4年度に改良住宅敷地の分筆登記業務が完了したことによりまして、空き家の売却は可能ではございますが、全ての現居住者に対して譲渡を令和6年度までとしておりますので、翌年度から空き家の売却を開始することができ、譲渡、空き家の売却を円滑に進めるものと考え、令和7年度から空き家の売却を開始することといたしました。今後も今まで以上に御理解をいただきたいというふうに考えております。以上でございます。

[1番議員挙手]

○議長（野村永一君） 佐野伸也君。

○1番（佐野伸也君） 今後も改良住宅特別委員会等の協議により、住民のよりよい生活が送れますようお願いをしまして、私の質問を終わります。

○議長（野村永一君） 以上で、1番 佐野伸也君の一般質問を終わります。

次に、8番 早崎百合子君。

○8番（早崎百合子君） 議長に発言のお許しを得ましたので、通告に従い、奨学金の代理返還への支援についてと帯状疱疹を未然に防ぐための2項目について質問させていただきます。

1項目め、奨学金の代理返還への支援についてお伺いします。

若者が夢と希望を持って生きられる環境を整えることも大切であります。日本学生支援機構の2020年度の調査では、何らかの奨学金を受給している学生の割合、昼間部で大学は49.6%、短期大学で56.9%に上り、卒業後の返還の負担に悩む人も少なくありません。

奨学金の代理返還、すなわち返還支援とは、奨学金を受けていた社員に対し、企業が返還額の一部または全額を支給する制度です。以前は社員の給与に上乘せする方法でしかありませんでしたが、日本学生支援機構は、2021年4月から企業が機構へ直接送金できる制度に改善されました。この制度により返還の負担がなくなるだけでなく、支援を受けた額の所得税が非課税となります。

一方で、企業も若手の人材を採用しやすくなるメリットがあると同時に、損金算入ができ、法人税の減額も見込まれます。奨学金の代理返還制度は、奨学金の返済に悩む若者の支援、人材不足に悩む地元の企業の支援、そして地域活性化にもつながる制度であると思います。

そこで質問いたします。地域の奨学金の代理返還制度を導入する企業に対する行政からの支援制度を創設し、学生と企業と地域社会の活性化を図ることは大変に有意義と考えますが、御見解をお聞かせください。

○議長（野村永一君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいまの早崎議員の御質問に御回答申し上げます。

奨学金の代理返還制度につきましては、2021年4月から、企業が代理で奨学金を借りた人に代わって奨学金を返すことができるようになりましたが、創設間もないことなどから、本町在住の企業含め、近隣企業においても活用する事例はまだまだ少ないように見受けられます。

議員御指摘のとおり、奨学金の代理返還制度により、支援する企業側には代理返済分は給与として法人税から損金として算入できるなどのメリットがあり、支援を受ける従業員には経済的な負担の軽減や心理的な負担の軽減、離職率の低下、また仕事へ集中できる環境が整備されるなど、支援制度を創設した場合には、双方にメリットが期待されます。こうした制度の利用促進を図るため、地域の企業などに広く周知していけるよう町ホームページなどで周知してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 早崎百合子君。

○8番（早崎百合子君） ただいま回答をいただきましたように、従業員、企業双方にとってメリットがあること踏まえ、再質問いたします。前向きな御答弁をお願いいたします。

さきの質問において、若手の人材確保について有利に働くのではないかと説明をいたしましたが、現在、企業誘致施策として企業立地や事業拡大、雇用促進の支援として企業立地奨励制度がありますが、本町の若者の雇用や進出企業に働きたいという町外の若者の雇用拡大にもつながるため、当制度において、支援制度、支援拡大を図ることは大変有意義であると考えますが、御見解をお聞かせください。

○議長（野村永一君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 早崎議員の再質問にお答えさせていただきます。

現在の奨学金制度におきましては、大学に通う約半数に近い学生が奨学金を利用しており、日本学生支援機構は、奨学金の毎月の平均返済額は1万7,000円程度と発表をしております。

一方で、民間調査機関によりますと、20代平均の手取り中央値は20万弱という結果となっております。また、総務省の統計局の家計調査2019年によりますと、一人暮らしでの単身世帯の生活費は平均で16万3,000円程度であり、奨学金の返済は社会人になってもなお負担の大きい状況であることが推察されます。

この奨学金代理返還制度につきましては、労働力となる奨学金利用者が支援制度を利用できる場合には、社会的な支援が求められる単身世帯で働く若い労働者の経済的な負担を軽減できるなど、地域に根差す労働力の創出など社会的なメリットが期待されております。

先ほど回答させていただきましたが、当制度につきましては、制度の創設が2021年4月からということで、まだまだ認知度が低いと思われます。まずは制度の周知を行いながら、地域企業が利用を促進する機運の醸成を図ってまいりたいというふうに考えております。

今後も、奨学金制度を利用した従業員の支援を推進できるよう地域企業の当制度の啓発を図り、企業と従業員が共生し、安心して働ける町を推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 早崎百合子君。

○8番（早崎百合子君） 内閣府の担当による実施されている自治体への調査の中でも、返還支援制度、Uターン、Iターン、Jターンの決め手となり、また自治体内の企業の採用活動を有利に進めることができるのではないのでしょうか。しっかりと代理返還制度の周知を図り、今後奨学金制度を利用した従業員の支援に取り組んでいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、奨学金代理返還の支援についての質問を終わります。

続きまして、2項目めの帯状疱疹を未然に防ぐためについてお伺いいたします。

子供の頃、水ぼうそうにかかった記憶のある方も見えると思います。水ぼうそうは一度かかり治った後も、実はウイルスは体の中の神経節に生涯隠れていて、加齢による免疫力の低下や、過労やストレスが引き金となって再発症することがあります。それが帯状疱疹と呼ばれるものであります。

帯状疱疹の原因となるウイルスは、日本人成人の90%以上の体内に潜んでいて、50歳を境に発症率は急激に上昇し、60歳代から80歳代でピークを迎えます。80歳までに約3人に1人が帯状疱疹になると言われています。

1997年から、宮崎県内で実施している帯状疱疹の調査において、帯状疱疹は50歳以上に多いことが明らかになりました。さらに、この10年で20歳代から40歳代の発症率も増加傾向にあります。過去に一度感染して免疫のある方は、その後の自然感染によって免疫が増強されるというブースター効果が得られますが、皮肉にも、1歳以上3歳未満の子供を対象にした水痘ワクチンの定期接種によって水ぼうそうにかかる子供が減り、水痘・帯状疱疹ウイルスに再びさらされる機会が減ったことで、その効果が弱まったことも原因の一つと考えられます。田辺三菱製薬株式会社「ワクチン新聞令和3年夏号」、国立感染症研究所、病原微生物検出情報月報です。

もう既に帯状疱疹にかかったことがあるという方もお見えになりますが、体の左右のどちらか一方に最初にぴりぴり、ちくちくと刺すような痛みがあり、夜も眠れないほど激しい場合があります。そして、赤い斑点と小さな水膨れが神経に沿って帯状に現れることから、帯状疱疹と名づけられました。神経が損傷されることで、皮膚の症状が治

った後も痛みが残ることがあり、3か月以上痛みが続くものを帯状疱疹後神経痛、PHNと呼びます。PHNは焼けるような、また締めつけるような持続性の痛みやずきんずきんとする痛みが特徴です。

帯状疱疹を発症すると、強烈な痛みで日常生活が困難になり、三、四週間ほどで皮膚症状が治っても、50歳以上の方の2割は神経の損傷による痛みが続くPHNになる可能性があり、生活の質の低下を招きかねません。また、帯状疱疹の現れる部位によって、顔面神経麻痺、目の障害、難聴、耳鳴り、目まいなどの重い後遺症が生じることもあります。

帯状疱疹ワクチンは、日本では厚生労働省により、2016年3月に50歳以上の者に対する帯状疱疹の予防として効能効果が追記されました。2016年からは水痘生ワクチン——ビケン、小児の水ぼうそうと同じもので帯状疱疹ワクチンとして使える——に加えて、新たに2020年に使用開始になった不活化ワクチンシングリックスは、生ワクチンに比べると予防効果が高く、効果が長期間持続し、がんや膠原病などで免疫が低下している人も接種できる点が優れています。帯状疱疹の予防接種は、発症を完全に防ぐものではありませんが、発症しても軽症で済み、後遺症の予防につながるとされています。しかし、帯状疱疹ワクチンの効能について、知らない方も多くいらっしゃると思います。

そこで、1点目の質問をいたします。

帯状疱疹ワクチンの効果はどのように考えられるか、お伺いいたします。

2点目、帯状疱疹ワクチンの周知と接種の推進はなされているのか、お伺いいたします。

先ほども述べましたが、帯状疱疹の発症率は50歳を境に急激に上昇し、60歳代から80歳代でピークを迎えます。高齢化が進む中、シニア世代の方々が元気に活躍されることはとても大切なことであり、また高齢者になってからの強い痛みはとても苦痛だと思います。しかし、帯状疱疹ワクチンの接種費用は、生ワクチンで1回8,000円程度、不活化ワクチンは1回2万2,000円程度と高額で、しかも2回接種しなければなりません。

愛知県内では名古屋市が2020年3月、接種費用の助成を開始しており、生ワクチンに対して1回4,200円の自己負担を、不活化ワクチンに対しては1回1万800円の自己負担を医療機関に支払うことで接種ができる体制となっております。また、刈谷市でも、本年8月1日から接種費用の一部助成が始まります。

また、近隣自治体の海津市では、帯状疱疹ワクチン接種、任意予防接種費用助成事業、2022年10月よりビケン生ワクチン1回4,000円、シングリックス不活化ワクチン1回1万円で、2回必要ですので2万円の助成をされているのが現状でございます。

そこで3点目、本町において町民の健康を守るという観点から、帯状疱疹ワクチン接種の助成をすべきと考えますが、御所見をお伺いいたします。

○議長（野村永一君） 近藤住民福祉部長、自席にて答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（近藤真由美君） 1点目、2点目につきましては、実務的な内容でございますので、私のほうからお答え申し上げます。

議員の御発言と繰り返しになる部分もございますが、带状疱疹は、多くの方が子供の頃に感染する水ぼうそうのウイルスが原因で起こります。水ぼうそうが治った後も水ぼうそうウイルスが体内で潜伏し、加齢や疲労などで免疫力が低下したときなどに带状疱疹として発症します。50代から発症率が高くなり、加齢に伴って増加し、80歳までに3人に1人が発症すると言われており、決して珍しい病気ではありません。症状は、水膨れを伴う赤い発疹が帯状に出て、時には眠れないほどの痛みを伴う場合もあります。

予防には食生活や運動、睡眠など健康的な生活習慣を心がけ、免疫機能の低下を予防するほか、50歳以上の方は带状疱疹ワクチンの接種対象となります。ワクチン接種によりウイルスに対する免疫力が高まることで、発症の予防や発症しても症状が軽く済んだり、後遺症の带状疱疹後神経痛などの予防につながる効果があると言われており、ワクチンは、弱毒生ワクチンと不活化ワクチンの2種類があります。

弱毒生ワクチンは、1回の接種で予防効果が50%と言われており、費用は9,000円ほど必要です。一方、不活化ワクチンは効果が90%と高くなりますが、2回の接種が必要であり、費用は2回で4万4,000円程度必要となります。

2点目の質問の周知についてでございますが、带状疱疹ワクチンは任意接種であり、国が勧奨する予防接種法に基づく予防接種ではないため、現在周知及び接種勧奨は行っておりません。以上でございます。

○議長（野村永一君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 早崎議員の3点目のワクチン接種の助成の所見を申し上げたいと思います。

岐阜県の調査によりますと、今年度県内で42ある市町村のうち13市町、そのうち西濃管内で1市5町が助成事業を行っております。また、予防接種法に基づく定期予防接種とするかどうかは、国の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会で議論されます。

現在、带状疱疹ワクチンについては、ワクチン評価に関する小委員会において、定期接種化に向けた検討がされていると伺っております。その中で、期待される効果や導入年齢に関しまして検討を要するとされていることから、今後の議論を注視しながら助成に向けて調査・研究をしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 早崎百合子君。

○8番（早崎百合子君） 再質問します。

先ほど町長より、今年度県内で42市町村中13市町、そのうち西濃管内は1市5町が助成をしているとの御答弁をいただきました。

質問の2点目の中で、海津市の助成内容を述べさせていただきましたが、その他5町

についての助成事業内容を把握しておられますか、お伺いします。

○議長（野村永一君） 近藤住民福祉部長、自席にて答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（近藤真由美君） 西濃管内で带状疱疹ワクチンの助成を行っているのは、海津市、神戸町、輪之内町、揖斐川町、大野町、池田町です。

助成の内容は、ほとんどの町で弱毒生ワクチンは1回4,000円、1人当たりの上限は1回、不活化ワクチンは1回1万円で1人当たりの上限は2回までであるということ把握しております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 早崎百合子君。

○8番（早崎百合子君） 带状疱疹は免疫機能の低下で発症するので、予防に目を向けることが大切であります。個人の健康管理が目的で行われるもので、本人の希望する場合に限り接種を行うものです。町では町民一人一人の健康づくりと、それを支える地域づくりの推進のために、健康ようろう21を策定し、基本理念として、健康で生き生きと心豊かに暮らせる活力ある明るいまちの実現を目指しますとあります。早急に助成事業を検討していただきますことを要望し、2項目めの带状疱疹を未然に防ぐための質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

○議長（野村永一君） 以上で、8番 早崎百合子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時5分といたします。

（午前11時48分 休憩）

（午後1時05分 再開）

○議長（野村永一君） 休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 発言の許可を得ましたので、通告に基づき3件で質問をいたします。

最初に、西美濃厚生病院の再編についての答弁を求めます。

西美濃厚生病院が開設されたのは、1955年、昭和30年で、今日まで68年間、町民の命と健康を守り、養老町の発展に大きく寄与した歴史ある町内唯一の急性期対応病院であり、医療法第31条の規定から公的医療機関に位置づけられています。

議会に当医院の再編計画が知らされたのは、2019年7月8日の議会全員協議会においてでした。直接、当時のJA岐阜厚生連理事長、企画戦略室長代理、西美濃厚生病院医療課、同事務局から西美濃厚生病院再編状況や、揖斐郡大野町に新設される西濃厚生病院の基本構想についての報告でした。

報告で記憶に残っているのは、理事長から西美濃厚生病院の現診療体制は残したい、新病院は養老から30分で通院でき、全国的にも先進的な回復期リハビリテーション病棟、

がん患者の緩和ケア病棟も完備していると強調されたことでした。

私は、養老町の発展は、西美濃厚生病院がこれまでもこれからも地域医療の中核として欠くことのできないこと、高齢化が深刻な現状の下で病院体制の充実と存続がますます求められていること、町民の方々からは、新病院への関心より西美濃厚生病院の診療体制の充実に期待と関心を寄せていただいていることをお話しさせていただいたと当時の議会活動日誌に記しています。

その後、町から議会へ西美濃厚生病院再編についての報告は一切なく、南棟の大規模改修もあり、現状の医療体制が堅持されていくと安心していました。ところが、町民の方々から、議会は病院の医療体制が、特に急性期病床がなくなることや外科の診療体制が縮小されることをどのようにお考えかの質問が寄せられました。

西美濃厚生病院では、令和5年5月16日現在の状況で、進捗があれば随時更新しますとうたい、西美濃厚生病院の診療体制についての見出しで病院内の掲示やホームページで10月からの診療体制について情報提供が図られていました。外来診療体制やシャトルバス運行など調整中や予定とした部分があり、今回、西美濃厚生病院からのお知らせと見出しに変わり、担当課を通し情報提供されたのが以下の内容です。

西美濃厚生病院からのお知らせ、少子化や人口減で現状の診療体制が堅持されていないことがうたわれています。変更となる診療科、外来診療については、非常勤体制の週3日の診療となります。麻酔科は、非常勤体制の週1日の診療となります。整形外科は、医師確保に向けて現在調整中です。内科（循環器内科、血液内科を含む）、小児科、胸部外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科口腔外科は今までどおり診療を行う。

10月からの再編後の入院診療については、内科を中心とした入院患者の受入れを行っていく。現在、315床ある病床数を10月から196床に削減、慢性疾患のある患者が長期療養をすることを目的とした医療療養病床63床から35床に削減、現在病院の2・3階の急性期一般病棟136床は廃止、在宅復帰に向けて、リハビリや退院支援を目的とした地域包括ケア病棟は60床から55床に削減、再編後の病院2階には、中・軽症の疾患患者の回復期の病床を確保する。新西濃厚生病院との連携については、急性期の重症者などの入院診療や専門的な治療及び手術を必要とする患者さんは、西美濃厚生病院での診療ができなくなるので、西濃厚生病院などへ紹介、受診勧奨させていただき、病院で連携して診療を行うとしています。

そこで、次の5点で答弁を求めます。

2019年に再編計画が、JA岐阜厚生連や西美濃厚生病院から議会に直接説明が行われましたが、その後、今日までどのような協議が双方で行われてきたのでしょうか。

2点目は、町長は当病院が町の予防医療行政、まちづくりの視点で果たされる役割をどのように認識されているのでしょうか。

3点目、現在の診療体制を願う町民や、再編への不安の声にどうお答えになるのでしょうか。

4点目、これまでの町や県などからの財政支援を含め、町としての支援を検討していますか。西美濃厚生病院と西濃厚生病院が連携し、シャトルバスを1日5往復予定しているとありますが、運賃が有料の場合、公的補助への見解はあるのでしょうか。

5点目、再編後の医療従事者の体制確保や中核病院としての存続を確保するため、町のイニシアチブをぜひ発揮していただきたい。5点でお答えをお願いします。

○議長（野村永一君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 水谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の、今日までの協議についての御質問でございます。

西美濃厚生病院は、令和5年10月から急性期病床を縮小し、慢性期疾患の患者の入院、診療、中・軽症者を中心とした患者の診療を行う地域密着型病院へと診療体制が変更されることとなっております。このことにつきましては、岐阜県西濃医療センター西美濃厚生病院運営協議会で説明を受けており、その協議会時や機会あるごとに、現状のままの診療体制の確保や救急の受入れなどの要望を行ってまいりました。

次に、2点目の当病院が果たす役割についての御質問でございますが、今後の西美濃厚生病院の体制は、慢性期疾患については今まで同様の対応をしていただけると存じております。生活習慣病等の慢性期疾患は、予防が重要であり、日頃の慢性疾患等の診療を通して、引き続き疾病の予防につながる支援をしていただくことを期待しております。また、有償ではありますが、町民からの要望に応じまして専門職の講師による健康講座を開催していただいているところもあるようでございます。

このような町民の健康意識の向上や、健康的な生活習慣を身につけることにつながる活動は、まちづくりの一助となり、今後も医療の立場から町民の健康づくりのサポートを行っていただくことと期待をしております。また、病院内の健診センターにおける健診業務は疾病の早期発見、予防につながる重要な役割を担っていただいております。今後も継続実施いただけると伺っており、町と病院と連携しながら進めてまいりたいと存じております。

さらに入院しておられる方、在宅復帰を目指し、在宅サービスの調整や、地域や行政との連携した支援、在宅療養者が症状悪化した際にも安心して入院治療が受けられる病院としての役割を担っていただいております。そのほかにも、災害時の拠点病院として重要な役割を担っていただくものと期待もしております。

次に、3点目の再編への不安の声に対しての御質問でございますが、町民の皆さんの西美濃厚生病院存続に対する不安解消のため、令和4年2月の広報紙で「西美濃厚生病院の病床再編につきまして」を掲載し、町民の方に分かりやすく、西美濃厚生病院が存続することを周知させていただきました。

また、病床再編後につきましては、先ほど議員がいろいろ資料等で提示していただきましたとおり、医療機能を縮小しての介護医療院を併設した回復期、慢性期機能を有した病院として診療を行うというふうに伺っております。救急患者は可能な範囲で受け入れられ、手術、専門的な治療が必要な場合は新病院、大野町に建設中の西濃厚生病院等への紹介、受診勧奨を行っていただきます。

病床数は196床となり、長期的な医療と介護を必要とする方が生活する施設、介護医療院が56床、慢性疾患のある方が長期療養をすることを目的としました医療療養病床が35床、在宅復帰に向けましたリハビリや退院支援を目的としました地域包括ケア病床が55床、中・軽症の疾患の方に対する回復期の一般病床が50床であるというふうに伺っております。外科は非常勤体制の週3日の診療となりますし、整形外科の医療確保につきましては現在調整中であるということが分かっております。これらのことにつきましても、町民の皆様へは周知していきたいというふうに考えております。

次に、4点目の公的補助に関する御質問でございますが、財政支援につきましては、これまで町内唯一の救急告示病院といたしまして、救急医療に要する経費の補助を行ってまいりました。病院再編後も救急病院等に定める省令による救急病床の確保は継続されると伺っておりますので、引き続き財政支援を行ってまいりたいと存じます。

また、医師の安定確保を目的に、岐阜大学との連携を強化し、地域医療に関する寄附講座を岐阜県厚生連が中心となって実施していただいております。現在、消化器内科学、循環器内科学に関する講座など5分野の講座を開設されており、寄附講座開設への補助も行っております。

また、大野に建設中の西濃厚生病院と西美濃厚生病院の間を結ぶシャトルバスにつきましては、無料で1日5往復の予定というふうに伺っております。

最後に、5点目の再編後の当病院への町のイニシアチブの行動についてでございますが、先ほども述べましたが、西美濃厚生病院は慢性期疾患へ治療、疾病の予防につながる支援、医療の立場から町民の健康づくりのサポート、健診センターにおける健診業務、在宅療養者の症状が悪化した際にも安心して入院治療が受けられる病院としての役割や、災害時の拠点病院としての役割がございますので、再編後も現状を維持してもらえよう強く要望してまいりたいと存じます。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 川地町長が就任されてから運営協議会で説明を受けているという答弁でしたが、その内容については議会には報告がなかったわけですが、そういう点で、2月の広報に周知をしているということですが、随分大きく開きがあると思うんですね。

なぜ運営協議会での説明が、議会、いろいろな折がありましたが報告していただけない

かったのか、再度確認しておきたいと思います。

前大橋町長は2019年9月議会で、養老町としては中核的役目を担っている病院であり、その点は要望していききたいと述べられておりますが、川地町長に前大橋町長から西美濃厚生病院の再編での申し送りがあったのでしょうか。また、川地町長の町政運営のビジョンの中で西美濃厚生病院は、先ほど再質でも言っていましたけれども、改めてどれぐらいの位置づけになっているのか伺いたいと思います。

2点目は、多くの町民の方は西美濃厚生病院の10月からの診療体制を御存じないと考えます。町として公表する時期、また周知する時期、町民の不安や心配、要望の窓口として、町の役割への見解を求めたいと思います。

3点目は、財政支援ですが、これまで救急指定病院運営補助金、また先ほど答弁の中にもありましたように県地域医療確保事業費補助ということですが、再編後、体制が縮小されるわけですが、補助金の金額内容についても試算があるのかどうか、その点について伺いたいと思います。

4点目は、西美濃厚生病院と新病院である西濃厚生病院でのシャトルバスの運行を1日5往復、無料でということで答弁いただきましたが、計画をさせていただいているということですが、車椅子の乗車が可能なのか、あるいは高速道路でのルートなのか一般道なのか、救急車も含め、この往復ルートのシャトルバスの運行をお尋ねしたいと思います。

また、オンデマンドバスとの連結も大変重要になってくると思います。予約診療の時間の関係で、現在のオンデマンドバスの運行自体、朝・夕拡充をする必要も、見直しも求められているような気がします。

午前中の質問で、オンデマンドバスに対して午後の時間の要望もございましたが、これらの連結については非常に重要な内容になってくるのではないかなと思いますので、その点での質問の答弁を伺いたいと思います。

○議長（野村永一君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 水谷議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

広報に載せましたのは、令和4年の2月のときでございます。町民の方に分かりやすく、私、このときは副町長でしたので、先ほど町長とおっしゃられましたけれども、そのときに町民に分かりやすく、西美濃厚生病院については存続することと、たしか下線を引っ張って分かりやすく説明を、周知させていただいたということでございます。

また、西美濃厚生病院の運営協議会の中でそういった話がございまして、町も町民の方に周知をさせていただくということで事務方のほうにお願いをしております。それによりまして出てきたチラシが、先ほど議員が提示していただいたチラシになっておるといことで、一定な評価は私はあったかなというふうに思っております。

御質問の1点目でございます。

大橋町長からの申し送りについてでございますが、副町長のときから大橋町長が参加されました岐阜県医療センター西美濃厚生病院運営協議会の内容につきましては共有し、伺っておりましたし、岐阜県厚生連や西美濃厚生病院の幹部の方にお会いするたびに現状のまま、診療体制の確保と救急患者の受入れをお願いしてきたところでございます。

特に救急患者の受入れにつきましては、何度となく担当課のほうから問合せしましたけれども、現在検討中であると、向こうも組織ですので内部での協議中だということ、そういったことになろうかと思えますなど、明確な回答がなく大変心配しておりましたが、受入れ可能ということで大変安堵をしているわけでございます。

また重複にはなりますが、西美濃厚生病院が実施し、今後も実施される慢性期疾患への治療、疾病の予防につながる支援、医療の立場から町民の健康づくりのサポート、健康センターにおける診察業務など、養老町のまちづくりビジョンの安心・安全な生活基盤づくり、戦略6にもありますが、みんなが支え合い、健康で安心して暮らせるまち、皆が健康で安心して生活できるよう、生活習慣病の予防や介護予防などの健康づくりを地域ぐるみで進めるために必要不可欠な施設、事業であるというふうに考えております。

2点目の再編計画の周知についてでございますが、先ほども説明いたしましたが、西美濃厚生病院と協議し、養老町の広報「よろろ」やホームページ、また厚生連は農協関係ですので、西美濃農協にも働きかけまして、そういった広報媒体でも周知していきたいというふうに考えております。

次に、3点目の財政支援と今後の方針についてでございますが、公的救急病院運営費補助金は、令和4年度で3,400万円交付しております。また岐阜県地域医療確保事業費補助金では、先ほど申し上げましたが、岐阜大学との寄附講座開設への補助金で令和4年度から1,000万円補助をしております。これにつきましては、やはり業務量、再編によりまして病床数等様々な相手方の受入れ体制も確保しまして、協議しながら補助金の額のほうは決定していきたいというふうに考えております。引き続き、西美濃厚生病院に対しまして支援をしてまいりたいと考えております。

最後に4点目、シャトルバスに関する御質問でございます。

西美濃厚生病院にお伺いしましたところ、残念ながら車椅子ごとの乗車はできないということでございましたし、ルートはできるだけ早くということで高速を利用して送迎を行いたいという回答をいただいております。

オンデマンドバスとの関係でございますけれども、既にバス停がございますので、乗車時間が合えば乗り継ぎは可能というふうに考えておりますけれども、土・日は試験的に今後公共交通会議で議論していただくわけなんですけれども、そういったことも含めまして、利用者の方が不便のないように、便のそういった乗り継ぎの関係はちょっと工夫してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（野村永一君） 大倉消防課長、自席で答弁。

○消防次長兼消防課長（大倉 巧君） 出動に関する実務的内容でございますので、私のほうからお答えさせていただきます。

救急業務を含む消防業務においては、総務省消防庁と高速道路会社との間で協定が締結されており、NEXCO中日本から業務用プレート、専用ETCカードが各消防機関に発行されており、消防業務における高速道路が利用可能となっております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 今回の質問に当たり、自宅から西濃厚生病院まで、行きは一般道で、帰りは高速を使い、時間帯や現地の進捗状況などを確認してまいりました。

平日水曜日の午前中の早い時間帯でしたので、渋滞もなく、行きは30分、帰りは大垣西インターまで6分、養老まで14分、料金は710円でした。時間的には近いのではないかという印象ですが、新病院の広い駐車場に止め、病院に向かい、診療や治療を受け、通院するのは、高齢者にとり本当に大変なことだと実感するとともに、シャトルバス運行の充実の必要性を強く感じました。

最後の質問になりますが、西美濃厚生病院を守りたい、町民として何をすべきなのか、西美濃厚生病院の再編は、人口減が深刻な養老町にさらなる加速の要因になりはしないか、町や議会は再編に対し、町民との協議の場を持つべきではないか、県が地域における医療や介護の総合的な事業の実施計画を作成し、国の方針とも相まって地域医療構想と病床機能の総量規制から公立病院の医療体制を縮小することに、例えば市町村会などを通し意見書を上げるべきではないか、最終的に再編の内容が決定するのはいつなのか、町は決定待ちを受ける姿勢だけなのかなどの民意が寄せられます。

先ほどと重複する点以外で、その民意に丁寧にお答えいただきたいと思います。

○議長（野村永一君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 水谷議員の再々質問にお答えさせていただきます。

公的医療機関で、医師、看護師、いろんな職業がありますがけれども、人の命を救う仕事というのは大変敬意を払う職業だというふうに認識をしております。

西美濃厚生病院の再編につきましては、先ほども言いましたけれども、広報等でやはり周知すべき案件だというふうに思っておりますし、この再編につきましては、岐阜県地域医療構想に基づき行われたというふうに伺っております。この岐阜県地域医療構想は、平成26年6月に地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が制定されたことから、効率的かつ質の高い医療提供の体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムの構築をすることを通じまして、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進することを目的に策定をされております。

また、適正で効率的な医療提供体制の確立に向けては、あくまで各医療機関の自主的

な取組を基本とし、特に急性期病床から回復期病床への転換、慢性期病床から介護施設や在宅医療への移行、この2点を中心に取組を支援する施策を講じることとしております。病床数の減少が大きく取り上げられておりますが、既に西美濃厚生病院は、令和2年4月に開設されました介護医療院は、他のJA厚生連の病院には設置されていないものであり、要介護者に対しまして長期療養のための医療、日常生活上の支援を一体的に提供され、地域における医療及び介護の総合的な確保の推進に寄与されております。

この岐阜県地域医療構想では、できる限り住み慣れた地域で人生の最後まで尊厳を持って、自分らしい生活を送ることができる社会の実現に向けまして、介護、医療、住まい、生活支援、介護予防が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が求められております。

先ほども述べましたが、西美濃厚生病院は、慢性期疾患への治療、疾病の予防につながる支援、医療の立場から町民の皆さんの健康づくりのサポート、健診センターにおける健診業務、在宅療養者の症状の悪化の際にも安心して入院治療が受けられる病院としての役割や、災害時の拠点病院としての役割がございますので、再編後もこれら役割を担っていただけるよう要望してまいりたいと考えております。

西美濃厚生病院は、町内における医療の中核病院でございます。町民の方々の思いをすくい上げながら、町内以外の病院も含めた医療体制の中で安心して医療を受けられるかどうか等、検証するとともに、西美濃厚生病院とも連携しながら、病床再編後も町民の方にとってよりよい病院となるよう、町民と共に考えてまいりたいと思います。以上でございます。

[11番議員挙手]

○議長（野村永一君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 2件目の質問に入ります。

補聴器の助成（聞こえのバリアフリー）施策について伺います。

加齢性難聴者も含め、両耳の聴力40デシベル以上、70デシベル未満で身体障害手帳の交付対象とならない難聴者への補聴器の助成制度を創設した自治体が全国的に広がっています。岐阜県内においても、現在、飛騨市、海津市、高山市の3市、輪之内町の1町、白川村の1村に加え、関市が6月定例議会の補正予算で高齢者補聴器購入助成事業が400万円の予算額で上程されたと聞き及んでいます。

昨年3月末時点では1市1町でしたが、県内でも拡充していることが分かります。いずれの市町村も助成制度を設けたのは、高齢者の就労や社会参加、認知予防、補聴器費用が高額であることなどを掲げています。

1点目として、2019年9月定例議会、2022年3月定例議会の一般質問で取り上げ、調査・研究をしたい旨の答弁がありましたが、この間の進捗について伺います。

2点目は、令和3年3月に策定、公表した養老町シニアプラン21、第8期養老町介護

保険事業計画・老人福祉計画では、現在抱えている傷病として、認知症の次に眼科、耳鼻科疾患（視覚、聴覚障害を伴うもの）が多いことが分かります。

最初に伺いたいのは、6月現在の介護認定に関わる聴力調査の結果についてであります。普通に聞こえる、やっと聞こえる、大声で聞こえる、ほとんど聞こえない、判断不能との項目の人数についてお尋ねします。

また、シニアプラン第7期の実績を踏まえ、第8期の目標値が掲げられています。目標値を達成するには、聞こえのバリアフリー環境を町として整えることが前提だとお考えにはならないでしょうか。さらに、コロナ感染症法の類型が5類に引き下げられ、町も地域もイベントなどが計画、実行されています。交流を通し、楽しみや生きがいを保証し、心地よい暮らしを実感するために、聞こえのバリアで孤独を抱えながら生活するのを解消するために早急に検討していただきたいと思いますが、御見解を伺います。

○議長（野村永一君） 近藤住民福祉部長、自席にて答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（近藤真由美君） 実務的なことでございますので、私のほうからお答え申し上げます。

前回の答弁後、補聴器の装着が認知症予防につながるのであれば、本町だけの課題ではなく国・県が取り組むべき課題であると考え、助成制度の創設を県に要望してきました。しかしながら、県の補助制度の創設はされておりません。また、議員御発言のとおり、高齢者向け補聴器購入助成制度を導入する市町村が42中7になりましたが、他方、国の動向を注視し、国・県の補助制度が創設されれば創設を検討するという町村も多いということ把握しております。

2点目につきまして、介護認定に係る聴力調査の結果に基づく統計は作成しておりませんが、昨年実施した介護予防日常生活圏域ニーズ調査では、「外出を控えている」と回答した232件中、「耳の障害のため」と回答した方が複数回答で19件ありました。

引き続き国の動向を注視するとともに、認知症予防のための研修会などで、耳の聞こえの悪い方は御自身で気づきにくいこともあり、周囲の人が早期に気づき、専門医への受診を勧めることや、ゆっくり話を聞く姿勢を持つなど対応方法を周知していきたいと存じます。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） これまでも議会で質問根拠に上げていますが、日本老年医学会によると、加齢性難聴は75歳以上で約7割が発症し、誰もがその可能性を有する課題です。難聴が認知症の危険因子の一つとして、また認知症の予防を可能にする効果に聞こえのバリアフリー環境を整備することが、厚労省やアルツハイマー病協会国際会議で報告し、発表されています。

補聴器に補助制度を創出する予算は、町の財政を逼迫する金額でしょうか。乳幼児医

療費の無料化の拡充と同じ要素があると考えます。どの施策もそうですが、町の補助制度は、つくって、使って、育てることではないでしょうか。お年寄りが豊かに暮らせるまちにする、町民憲章の理念からの観点での見解を伺います。

○議長（野村永一君） 田中副町長、自席にて答弁。

○副町長（田中一也君） ただいまの水谷議員からの再質問について、新たな補助金等の制度でございますので、私のほうから回答をさせていただきます。

難聴となられた高齢者の方が認知症になりやすいのは、聞こえにくいことで孤立を招く環境が原因の一つとも言えます。私が以前、100歳の御長寿のお祝いにある御家庭を訪問した際、とても元気な方でいらっしゃいました。いろいろなお話をさせていただく中で、お元気の秘訣をお尋ねいたしました。その一つとして、夕食はいつも御家族と一緒に召し上がっているということでした。家族の会話が、まま聞き取れないことがございます。そういった場合は、いつも隣に座っているひ孫さんが教えてくれるから夕食がとても楽しく過ごせるというふうにおっしゃっておりました。まさしく、これこそが町民憲章のお年寄りが豊かに暮らせることであるというふうにそのときに実感いたしました次第であります。

補聴器購入助成につきましては、引き続き国・県、他市町村の動向を注視していきたいと考えますが、難聴によるコミュニケーション機会の減少を防ぐためにも、まずは介護予防講座等において周囲の方々も難聴の方の気持ちを理解すること、またお互いに笑顔で会話できる環境づくりを心がけることなどを周知し、認知症予防に取り組んでまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 御家族と共に老後を安心して暮らせる、本当にお幸せなことだと思いますが、一方、独り暮らしの高齢者も本当に増えてきています。そういう町の実態の中で、ぜひともこの問題に前向きに取り組んでいただきたいということを切に要望し、3件目の緑化推進施策について伺います。

4月の選挙戦を通し、たくさんの町民の方からのいろいろな質問や要望を受けました。その中で、小学校入学祝いとして、今年も町の木ツゲが記念樹として配付されたが、維持管理が難しく検討してほしい。多くが枯れてしまったとか、植える、置く場所がないと聞く。燃えるごみにするには税金で購入されたと思うと忍びない。

また一方、大垣市が戸建て住宅など新築やリフォーム物件を購入した希望者に、ハウスメモリアルツリー記念樹木の苗木10種類、10種類というのは、イロハモミジ、オリーブ、キンカン、キンモクセイ、ハナミズキ、ハナモモ、ブルーベリー、ボタンザクラ、ミカン、ヤマボウシの中から1種類を希望者が選び受け取る施策が市民から歓迎されているということを教えていただきました。

養老町も配付を検討されたいという要望ですが、この声に対する見解を求めます。

○議長（野村永一君） 竹中産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部参事兼産業建設部産業観光課長（竹中 修君） ただいまの水谷議員の御質問でございますが、事務的な内容が含まれますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

公益社団法人岐阜県緑化推進委員会が行う緑の募金を活用した地域緑化推進活動事業の一つとして、ツゲの苗木を配付しております。御存じのとおり、緑の募金は、緑の募金で進めようSDGsをスローガンとして、積極的な緑化推進活動を進められているものです。

この活動の一つとして、木育（木と触れ合い、木に学び、木と生きる）といった視点から人と木や森との関わりを主体的に考え、豊かな心を育むを狙い、町の木であるツゲの苗木を配付し、普及啓発を行っております。また、新入生の子供たちには健やかで優しい心の持ち主に育ててほしいといった思いも込められております。

しかしながら、議員が御指摘いただいているように、現状において町民ニーズにそぐわないという御意見が多数あれば、活動方針の転換も必要かと考えますので、希望者に配付することや配付する種類の変更など、住民ニーズに合ったよりよい方法を模索してまいりたいと存じます。以上でございます。

○11番（水谷久美子君） メモリアルツリー。

○産業建設部参事兼産業建設部産業観光課長（竹中 修君） それらも含めての模索ということで考えております。

〔11番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） これがツゲの木です。苗木から約15年たった大きさです。役場玄関の両サイドにも大きく成長し続けているツゲの木が植えられています。先ほど、西脇議員の質問の庁舎の映像がありましたが、その両側にツゲの木が植わっているあの木でございます。

1974年、昭和49年10月3日に町制施行20周年の記念行事において、町を象徴するのにふさわしい木として一般公募で選定したとのことですので、その記念樹として植えられたのなら半世紀の年輪を刻んでいることとなります。プレートを作成し、広く来庁者にPRするのも一考かと思っておりますので検討していただきたいと思っております。

時代の変化や要請の中で、庭木や記念樹としての植栽に対する価値観にも多様な民意があることを町民の方から学びます。ツゲの苗木は1本800円というふうに聞いておりますので、近年の少子化で入学児童は200人を切っておりますので、予算的には15万円程度だと思っておりますけれども、先ほど募金でということですので、また違う思いが込められているというふうに思います。引き続き、保護者の声も広く聞いていただき、検討して

いただきたいと思います。

ハウスメモリアルツリー記念樹の樹木については、ぜひとも前向きに希望者に渡るような緑化推進施策にしていきたいと思いますというふうに思います。以上で終わります。

○議長（野村永一君） 以上で、11番 水谷久美子君の一般質問を終わります。

次に、4番 清水由美子君。

○4番（清水由美子君） 議長に発言の許可をいただきましたので、私からは、来年町制70周年と、その後に向けて観光と文化の面から質問させていただきます。

令和4年12月、川地町長により町政が始まり、令和5年3月定例会におきまして、令和5年度の町政運営の基本方針と新年度の主要施策、予算編成を表明されました。新年度主要施策の中、誘客促進の施策におきましては、活気あふれる基盤づくりとして観光についての取組が示されました。

特産ブランドの協力的なPRや観光滞在時間増大のための交通手段の導入、ヘルスツーリズムの商品開発などなど、観光のまち養老町を全国に広く発信していくとされ、関係人口、交流人口も増やしていくという養老サポーターワールド事業も継続されます。本年は、養老公園県営化100周年ということで、県でも取組をされ、盛り上げをされており、夏のイベントとして忘れられない取って置きの養老公園の思い出をということでエピソードや写真を募集されており、今後も企画があると思います。

町としましては、2017年に養老改元1300年祭が開催され、町民上げての大きなお祭りがありました。改元1300年祭の3年ほど前からプレの取組もあり、養老を愛する町民の方々も共に養老町を発信し、大いに盛り上がりました。その後は、引き続きの盛り上がりがないという声も多く、加えて新型コロナウイルスの影響もあり、観光事業の縮小など観光の発信が難しかったと思います。幸いにも野外公園ということで、コロナ禍でも来園者が減少するということはありませんでしたが、観光のまち養老町に期待の声は、町内多く聞かれます。

1つ目の質問として、来年度は町制70周年ということ、来年度、またその後、観光の取組やお考えなどをお聞かせください。

観光のまち養老を共に盛り上げたい、企画があれば参加したいとお考えの町民は多くあります。

2つ目の質問として、町内の方からは、県の企画を含め、町の観光の企画、取組が町内に広く聞こえないという声も聞かれます。観光協会としてもSNSなどでは発信しておりますが、まだまだ届かないようです。町内への周知について、今後の工夫などあるようでしたらお聞かせください。

文化に関わる方面では、本年は岐阜県文楽・能大会よろろう2023の開催が予定されております。観光同様、様々な催しが中止されていたこともあり、心待ちにされておられる方もあると思います。町内の方からは、養老町にはすばらしい文化、歴史、芸能の分

野があるにもかかわらず、こちらもなかなかそれを発信できていない。企画が少ないのではないかという声をお聞きします。お隣、大垣市や垂井町では、音楽村や文化会館などで様々な催しも定期的に企画されている。当町でもという町民の声もあります。

3つ目の質問として、音楽など町民が気軽に楽しめるものを含め、これらの分野、文化、芸能について今後町ではどのようにお考えでしょうか。お考え、方向性などあるようでしたらお聞かせください。

○議長（野村永一君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 清水議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の観光に関する取組についてでございますが、これまで養老改元1300年祭を一過性のものとしなため、ネクスト100プロジェクト事業、議員も公募委員として参加していただいておりますけれども、立ち上げ、まるごと肉まつり養老や養老フェスタを継続的に実施することとして取り組んでいるところでございます。また、養老公園観光拠点整備プロジェクトにより立ち上げられましたヨロラボにより、観光資源の磨き上げや、新たな観光コンテンツの造成に取り組んでいるところでございます。

一方、広域的な取組といたしましては、大垣市、海津市など3市9町で構成されます西美濃広域観光推進協議会や、三重県桑名市、いなべ市など三重県内の2市2町も加えました西美濃・北伊勢観光サミットにおきまして、都市部での観光宣伝キャラバンや特産品バザールなどを行ってまいりました。今後もこれらの活動を通じまして、特産ブランドの認証、また販売、養老サポーターワールド事業とともに本町の観光を盛り上げていきたいというふうに考えております。

次に、2点目の町内への周知についての御質問でございますが、地域の方々や町内事業者の企画段階からの関わりが少なかったことも要因の一つに上げられるのではないかと考えております。

現在進行しておりますヨロラボによる養老駅から養老公園エリアとした回遊性の向上、滞在時間の延長を図るテレワーク、ワーケーション体験プログラムの開発、健康をテーマにした滞在型プログラムの開発、新たな特産品の開発などの様々な取組は、町内事業者とターゲット層との共創により実施しており、既に幾つかの取組において事業化に至っているところでございます。

さらには、地域の皆様にも参加していただいている取組もあり、成功体験の積み重ねによって、町内の観光事業に対する興味、関心を高めるとともに、シビックプライドの醸成にもつなげていくものと考えております。今後も町民の皆様がよりよい観光について興味を持っていただけるような観光振興につなげる事業を続けてまいりたいと考えております。

最後に、3点目の文化に関する方向性についてでございます。

本年10月29日には、第26回岐阜県文楽・能大会よろう2023が町民会館において開催

されます。古典芸能である文楽・能の保存と活用を通じまして地域の活性化につなげていくことが目的であり、本町からも室原文楽保存会と日吉小ふるさとクラブが参加し、上演する予定でございます。

本大会は、本町の文楽・能を県内外に発信するよい機会であり、同時に町民の皆様にも郷土に伝わる古典芸能について改めて見識を深めていただく機会でもあります。より多くの方に古典芸能を身近に感じてもらえるよう、県や関係市町と連携しまして、広報、周知活動に注力してまいりたいと考えております。

本町にありますすばらしい文化、歴史、芸能を発信、啓発し、町民の皆様が楽しみ、ふるさとを誇りに思うような企画を計画することは大切なことだと考えております。コロナ禍の影響により、催しが中止、延期となることもございましたが、5類になったことを契機といたしまして、今後の行事や取組の活性化を図ることが重要だと思っております。

まず、町制70周年に当たります令和6年度には、清流の国ぎふ文化祭2024が県内全域において開催されます。本町でも「家族の絆愛の詩」の募集、発表が25周年という節目を迎えることも重なり、詩の魅力を伝える講演会などを岐阜県詩人会とともに企画してまいりたいと考えております。これを清流の国ぎふ文化祭2024の全国文化交流事業として開催したいと考えております。

また本町では、養老町文化フェスティバルを毎年開催しております。地域住民の皆様が参加できる行事として、文化、芸能の振興に取り組んでおります。令和6年度は、清流の国ぎふ文化祭2024の地域文化発信事業として障害者芸術・文化祭事業としても開催する予定としております。

いずれの課題となりますのも、行事や取組の活性化でございます。そのためには、芸術活動、伝統芸能に取り組んでおられます方に集まっていただくだけでなく、町内外の皆様にも集まって楽しめる企画とし、広報活動の充実を図り、広く多くの参加者を募ってまいり所存でございます。会に携わる方のやってよかったという充実感を高め、継続や後継者育成にもつなげていけるよう取り組んでまいります。

養老改元1300年祭のときのように、費用をかけ、大きなイベントはなかなか実施できませんが、町民の方々が参加し、楽しむ大会や、町外の方からも参加したいと思うような催しを企画できるよう、文化、芸能活動に携わっておられる方々と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 清水由美子君。

○4番（清水由美子君） 再質問させていただきます。

町内には、養老かるたでうたわれるよう、また養老の宝物として提示されるような様々な宝があります。私も全てを知っているわけではありませんが、すばらしい自然はもち

ろん、素晴らしい文化や歴史、芸能があり、祭りもその一つです。

5月に行われた高田まつり、久しぶりの本格的お祭りということもあったかもしれませんが、通りに人があふれ、ここ何年かでは見たことのないにぎわいだったと聞いています。見るだけでなく、子供たちの参加や町外から戻ってきて参加の若者もおられたということ。このような町の宝物も観光の一つとして取り組むことはできないでしょうか。

先日、商工会女性部の視察交流会にて、滋賀県日野町に行ってまいりました。日野商人の歴史ある町ですが、やはり平日は町なかに町民や観光の方は少なかったです。大型ショッピングモールができたことで、買物はそちらとなる方が多く、様々な工夫もされておられました。

こちらは散策マップです。このマップには、それぞれの地域のお祭りの日程が示されています。お祭り以外の日に観光に来られた方にも次回はこの日程でお勧めできますし、観光に行く側も予定を立てて再訪することができます。

今年、養老町の観光ガイドマップも新しくなりました。養老町には物語があるとして、観光スポットと養老町全体が見渡せる地図が掲載されています。マップにはデジタルマップもつけられており、スマホでQRコードを読み込むと、観光スポットやお店の位置、簡単な説明を読むことができます。こちらにも高田まつり、室原の曳山、栗笠の獅子舞も紹介されていますが、残念ながら日程など知ることができません。

1つ目として、もちろん今まででも各地区の祭りなど個別では発信されていたと思いますが、町全体での観光と考えたときに、祭りという文化と観光を絡めた発信の方法はできないでしょうか。祭りのほかにも文化、歴史、芸能から観光を発信できるのではないかと考えますが、どのようにお考えになりますか。お考えをお聞かせください。

2つ目として、令和4年9月定例会におきまして、友好都市提携から当町の関係人口増加に向けてということで一般質問させていただきました。その中で、観光という視点も含め提案させていただいたことではありますが、養老町のシンボルである養老の滝を江戸時代の天才浮世絵師葛飾北斎が描いており、養老町の名刺にも使われています。葛飾北斎の諸国滝巡りの浮世絵は全国8か所あり、郡上市にも同様に北斎が描いた滝があり、交流を提案させていただいたこと、葛飾北斎は来年の新紙幣の裏の図柄にもなるなど国内外、大変注目されていることなど質問の中で話させていただきました。

前大橋町長からは、とてもよい提案であり、次の町長に伝えると答弁いただいております。幸いにも川地町長もこの議場におられ、御存じかと思えます。葛飾北斎という人物、浮世絵、滝巡り、滝つながりの交流、前町長がこの提案のどの部分について大きく評価してくださったのか確認はできておりませんが、文化、歴史でまちの魅力を発信できることは、末永く深い縁でファンになっていただけるのではないかと考えます。

近頃、養老公園内にある遊園地が昭和レトロということでマスコミからも注目されており、子供のみならず若者の来客も多いと聞いています。海外から養老公園への来園者

も増え、日本を感じさせる浮世絵に興味を持たれるかもしれません。

川地町長にお尋ねいたします。

この提案についてどのようにお考えになりますか。前町長と同様、心に響くものがあるようでしたら、新しい観光などの切り口を含め、取り入れてくださる要素はありますでしょうか、お聞かせください。

○議長（野村永一君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 清水議員の再質問にお答えします。

まず第1点目、文化、芸能、観光の発信の関係でございます。

これまで個々においての情報発信はされておりましたけれども、議員御質問のように観光として統一されたかの発信はされておられません。昨年度、観光ガイドマップの更新、デジタルマップを作成し、高田まつり、室原の曳山、栗笠の獅子舞などといったものの紹介を行っていたところでございます。

日程の関係は、恐らくそれぞれの祭りがやはり神社が関係しておるということでございます。高田まつりでしたら愛宕神社、栗笠の獅子舞でしたら福地神社、室原でしたら熊野神社と、そういったことで日程はそれぞれやはり氏子さんとか神社で決められるというもので、なかなか日にちをばちっとうたうことはできませんので、それに毎年更新する必要もあるということで、ちょっと表記の仕方は検討したほうがいいかなというふうに考えております。

今後につきましては、観光客の目に留まるように、さらに詳しく紹介できるよう修正を行ってまいりたいと考えております。

2点目の友好都市に関する質問でございます。

他市町村の友好都市締結につきましては、一般的には自然環境や産業、歴史など共通する事項がある市町村であって、各種交流を通じまして町民の皆様にとって貴重な体験、経験となり、地域振興につながるが見込めることが必要であるというふうに考えております。

議員御提案の葛飾北斎が描いた諸国滝巡りの浮世絵による滝つながりにつきましては、まず前町長が申し上げましたとおり、自然環境や歴史などの共通事項として素晴らしいものがあり、歴史的な背景も踏まえ、友好都市締結の理由の一つになり得るというふうには考えております。

一方で、町民の皆さんにとって貴重な経験、体験となり、地域振興とつながるかどうかという点が非常に重要でございますし、さらに継続、発展的な関係構築には行政の力だけでなく民間団体の交流や連携が必要不可欠であり、少し時間、期間を要するものであるというふうに考えております。

現在、鹿児島県の薩摩義士顕徳慰霊祭時に行っております鹿児島市教育委員会との交流事業や、前町長が訪問いたしまして意見交換を行った薩摩藩島津家の家老平田靱負ゆ

かりの地であります肝属郡肝付町との関わりもございますので、関係人口の創出や、地域振興の継続、発展に寄与できるものにつきまして検討してまいりたいというふうを考えております。以上でございます。

[4 番議員挙手]

○議長（野村永一君） 清水由美子君。

○4番（清水由美子君） AI時代が進む今、何度も訪れたい町となるには、感動と人の触れ合い、人とのつながりが今まで以上に求められ、必要になると考えます。

大きな予算をつけることはできなくてもできることはあると思います。観光のまち養老町の発信をよろしくお願い申し上げます。質問を終わります。

○議長（野村永一君） 以上で、4番 清水由美子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は午後2時20分といたします。

(午後2時11分 休憩)

(午後2時20分 再開)

○議長（野村永一君） 休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、2番 大橋みち子君。

○2番（大橋みち子君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づいて質問いたします。

給食費の無償化についてです。

コロナ禍や物価高騰などの影響を受けて、家庭の生活が厳しくなっています。子供の成長を社会全体で支える施策の一つとして、安心して充実した食の環境を整えるために学校給食費の無償化が重要だと考えます。そのため、人口減少、少子化対策として保護者の経済的負担を軽減するために、小・中学校の給食費の公費負担について御質問いたします。

保護者の経済的負担を軽減するために、学校給食費の段階的な公費負担の実施について、現状はどうなっていますか。

物価高騰の中でおいしい給食を維持するために、子供たちが笑顔になるデザートを町として補助されていますが、デザートの補助はいつ頃から実施されていますか。月に何回ほどありますか。今後も継続される予定でしょうか。

また、現在は小・中学校の給食費は1か月幾らぐらいですか。

給食費の補助として一部負担はどうなっていますか。

今後、物価高騰が続くと給食費の値上がりはありますか。

以上について御質問させていただきます。

○議長（野村永一君） 森島教育長、自席にて答弁。

○教育長（森島恵照君） 大橋議員の御質問についてお答えさせていただきます。

学校給食法第11条では、給食施設設備費、修繕費、人件費などは学校設置者が負担し、

それ以外の学校給食の食材料費については保護者が負担すると規定されています。しかしながら、本町はコロナ禍の影響や物価が高騰する経済状況下において、保護者の負担を軽減するための今年度給食費の2割を公費負担しております。公費負担分は年間約1,900万円の見込みです。この施策は、町長の公約の実現でもあります。

本町の給食費は、小学校においては1人当たり月額4,500円、中学校においては1人当たり月額5,300円です。小学校では月額900円、中学校では月額1,060円を公費負担し、保護者からは2割分を差し引いた金額を負担していただいております。

さらに食材等の値上げや物価上昇分を補助するため、昨年7月よりデザート分の経費を公費負担し、今年度も継続して実施しております。1回当たり70円のデザートを月4回程度、子供たちに提供しています。

給食費として集金した費用はデザート以外の食材購入に充てることができ、総合的に給食費の値上げを抑えることができます。子供たちの食の楽しみを支援する施策として、今後も継続してまいりたいと思います。

また経済的に困窮している準要保護世帯に対して、給食費全額を補助しているほか、特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に対して、国と町においてそれぞれ給食費の4分の1を補助し、経済的負担を軽減しております。

2つ目の御質問で、給食費の値上げは今後考えるのかという点についてお答えします。

物価高騰に伴う食材費の値上げにより、学校給食は現在少なからず影響を受けています。5月現在、野菜は比較的安定しておりましたが、魚や肉、ハンバーグなどの製品の仕入れは全体的に価格が上がっています。デザート代を補助していることにより、今のところは現状の給食費で食材費を賄うことができます。このような状況から、本町においては給食費を即座に値上げする考えはありません。高騰する食材の代替やメニューの工夫など経費削減のためにできることを精いっぱい考え、給食を実施してまいりたいと考えています。

一方で、学校給食は子供たちの発育と健康を考えた内容で、栄養価も確保しなければなりません。食材や食品の価格が今以上に上昇した場合は、学校給食運営委員会等と協議し、給食費の値上げについて検討することも考えております。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 大橋みち子君。

○2番（大橋みち子君） ただいま森島教育長より答弁されましたが、成長期の子供たちの栄養を本当に損なわないように、物価高騰の中でいろいろ工夫されて、そして昨年度からですか、子供たちが喜んでくれるゼリーを子供たちに1年間ずうっとあげ続けてきた。子供たちはとっても喜んだと思います。

また、保護者の給食費の負担をこの令和5年4月からずうっと2割の補助をされてきたということで、やはり保護者の経済的負担が軽減されてきたかと思います。

でも今後、この事業に対するやはり保護者や子供側の効果はどうであったかを確認していく必要があるのではないかなど考えます。そして、今後の給食費の無償化の取組をさらにどう進めていくか、考察していかなければと思います。

そこで、再質問をさせていただきます。

給食費における段階的な公費負担のお話がありました。このことについて、今後のお考えを川地町長から御答弁いただければと思います。

○議長（野村永一君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 大橋議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほど教育長が答弁いたしました。本町においては、現在学校給食費の2割を公費負担として補助しております。学校の授業料や教科書等につきましては、義務教育におけます無償とする法的根拠がございますが、学校給食費につきましては、学校給食に要する原材料費は保護者の負担とすることが学校給食法に規定されているというふうに思っております。

しかしながら、先ほど議員おっしゃったとおり、今日の物価価格の高騰による社会経済情勢を受け、保護者の経済的負担を軽減するため様々な施策が全国各自治体において展開されているところでございます。給食費の無償化につきましては、本町では試算しますと毎年約1億円ほど新たな財源を安定的に確保する必要というふうになります。町全体の政策の優先度と財政状況を相互に関連づけながら実施していくことが必要であるというふうに考えております。

今後、学校給食費の段階的な公費負担、徐々に上げていきたいとは考えておりますが、無償化を進めていくに当たりましては、財政状況を鑑み、子育て施策をはじめ、近々の課題である少子化対策等の時代的背景を考慮しつつ結論を得るべきではないかというふうに考えております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 大橋みち子君。

○2番（大橋みち子君） 町長の答弁より、養老町として少しずつ、徐々に下げていく、きっと保護者にとっても経済的な負担を徐々に考慮していただけるかなと思いました。

やはり一番大事なのは、私たちが思うのは、養老っていいなあ、本当に子供たちがここにおっていいなあ、養老でよかったなあ、そんなことがやっぱり感じる、そういう保護者や若い人が感じる、そんな施策を少しずつしていただけることをこれからも期待しております。

以上で私の一般質問は終わります。

○議長（野村永一君） 以上で、2番 大橋みち子君の一般質問を終わります。

ここで、香川子ども課長から予算特別委員会における補足資料について、発言の申出がありましたので、許可します。

香川子ども課長。

○住民福祉部子ども課長（香川明美君） 6月12日の予算特別委員会において配付いたしました補足資料について誤りがございましたので、ここで訂正をさせていただきます。

配付資料中の項目2. 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の予算計上額1,033万3,000円とありますのは1,142万2,000円、項目3. 岐阜県第二子以降出産祝金の予算計上額4,170万3,000円とあるのは627万円の誤りでした。訂正しておわび申し上げます。申し訳ありませんでした。

○議長（野村永一君） 以上で、日程第3、町政一般に関する質問を終わります。

○議長（野村永一君） 会議を閉じます。

なお、議会最終日は、明日6月23日金曜日午前9時30分より再開いたします。

本日はこれもちまして散会いたします。御苦労さまでした。

（散会時間 午後2時32分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年6月22日

議 長 野 村 永 一

議 員 北 倉 義 博

議 員 岩 永 義 仁